

平成 26 年 3 月 5 日 (水曜日)

第 3 回南三陸町議会定例会会議録

(第 2 日目)

平成26年3月5日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君	
副	町	長	遠藤	健治君

会計管理者兼出納室長	佐 藤	秀 一 君
総務課長	三 浦	清 隆 君
企画課長	阿 部	俊 光 君
町民税務課長	佐 藤	和 則 君
保健福祉課長	最 知	明 広 君
環境対策課長	千 葉	晴 敏 君
産業振興課長	佐 藤	通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高 橋	一 清 君
建設課長	三 浦	孝 君
危機管理課長	佐々木	三 郎 君
復興事業推進課長	及 川	明 君
復興用地課長	佐 藤	孝 志 君
復興市街地整備課長	沼 澤	広 信 君
上下水道事業所長	三 浦	源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐 藤	広 志 君
総合支所町民福祉課長	菅 原	みよし 君
公立志津川病院事務長	横 山	孝 明 君
総務課長補佐	三 浦	浩 君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐 藤	宏 明 君

教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	芳 賀	俊 幸 君
生涯学習課長	及 川	庄 弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首 藤	勝 助 君
事務局長	阿 部	敏 克 君

選挙管理委員会部局

書記長	三 浦	清 隆 君
-----	-----	-------

農業委員会部局

事務局長

高橋一清君

事務局職員出席者

事務局長

阿部敏克

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

議事日程 第2号

平成26年3月5日（水曜日）

午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会2日目でございます。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 本日、議員各位のお手元に平成26年度施政方針及び予算概要につきまして、ご提出をさせていただいてございます。本来であれば、議会開会当初にご提出申し上げるところでございましたけれども、施政方針の内容に最終的なちょっと校正がございまして本日の提出となりなりました。おわび申し上げますとともに、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において6番今野雄紀君、7番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、菅原辰雄君。質問件名、まちづくりについて。以上1件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。まちづくりについて、町長に伺います。

未曾有の災害から間もなく丸3年になります。あの大惨事を目の当たりにして、これからどうすればいいのか、今後を思い悩んだ当時のことなどが思い出されます。発災から3年目を目前にしている今日、町は復旧・復興への確かな歩みを続けている今ですが、被災した多くの皆さんには仮設住宅暮らしを余儀なくされております。自立再建を果たした人もおりますが、

その中のかなりの人たちは町外に居を構えている現状を見るにつけ、防集事業の1日も早い完結をとの思いを新たにするものであります。そのような中、2月には強力な寒波や近年にない大雪・強風に見舞われるなど、住民生活にも支障を来し、さらには農林業や水産業にも多大な被害が出ており、早急な対応・対策が望まれるところであります。

その2月には冬季オリンピックが開催され、多くの人たちがテレビや新聞報道で日本人選手の活躍に一喜一憂をしました。しかし、選手の中には期待に応えられた人、応えられなかつた人などさまざまではあります、オリンピックに出場するまでには日ごろ大変な努力を積み重ねて臨んだ大会でございますので、結果のみでなくその選手の方々には心から賛辞を送るものであります。また、間もなくパラリンピックが開催されますが、そこでも日本人選手の健闘を心から願うものであります。

しかし、今全世界の注目を集めているのはウクライナ情勢であります。外国の指導者の冷静な判断が求められているものであります。

さて、南三陸町復旧・復興についてであります。市街地及び沿岸部のほとんどが壊滅したわけであります。全く新しい町をつくり上げていくわけであり、息の長い事業であります。今の働く世代では、まだ比較的早い時期にさまざまな施設整備等は可能であると考えられますが、それらを活用・運用して本当の意味での町再生に、そして町長の言う「小さくてもキラリと光る町」になるには、現在の小中学生の力も借りていかなければならないものと認識しております。

そこで、これら若者を町にとどめ置く、いわゆる若者の定住化対策と、現に子育てをしている世代への新たな支援策も必要であると考えるものだが、町長のお考えを伺うものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員のご質問、まちづくりについてお答えをさせていただきます。

震災から3年が経過をいたしました。この間、住民はもとより町外から多くの支援を受けながら、必死に復旧・復興に努めてまいりましたが、いまだ道半ばであり、さらに本町の再生には多くの力と時間を要するとの認識は、私も全く同様であります。もちろん、復興は急がねばなりませんが、その担い手を確保するのもまた重要な施策と考えております。議員のご提案もまたしたものだというふうに受けとめております。

まず若者の定住化についてでありますが、議員ご承知のとおり本町につきましては産業構造

等のこともあり、高校を卒業した若者が町を離れるといった現象がございました。これに対しまして、雇用の確保や交流人口の拡大などの対策を講じてきたところでありますが、東日本大震災により雇用先が失われ、さらに生活の基盤である家が失われたことから、本来町を支えていく世代である若者がやむなく町を後にしていくといったことが起こりました。震災から3年がたち、こうした傾向に一定の歯どめがかかっている状態ではありますが、若い世代が町内で家や生活を再建し、復興の担い手となるための支援は、今後必要不可欠であります。町といたしましては、現在進めております産業再生による雇用の確保と、防災集団移転や災害公営住宅の整備に代表される住まいの確保をさらに進め、若い世代が家族ともどもこの地にしっかりと根を張って暮らせる環境をいち早くつくり出すことも、これに加えてこうした世代の負担軽減を図ることにより、住みよい、暮らしやすいまちづくりを進めることができるのでないかと、内部において検討を進めているところであります。

議員ご承知のとおり、施策の実現のためには一定の予算も必要であり、また継続性も求められるところでありますので、こうしたことを総合的に検討し、できるだけ早い時期に若者の定住に向けた具体的な施策についてお示しをしていきたいと考えているところであります。

次に、子育て世代への支援策についてでありますが、現在直接的な経済的施策としては、15歳以下の児童・保護者への児童手当や扶養手当といった国の給付のほかに、本町におきましては15歳までの子供医療費の助成、東日本大震災により負担が増している子育て世代の支援のため23年度から本年度まで、被災の状況に応じて公立保育所・保育園の保育料の減免措置などを講じているところであります。子育ての支援といたしましては、放課後児童クラブにおける放課後児童健全育成事業、地域子育て支援センターの育児相談事業や施設開放事業、妊産婦・新生児訪問事業や予防接種の推進による健康づくり支援事業など、南三陸町次世代育成支援後期行動計画に基づく子育ての中のご家庭を支えるさまざまなソフト事業にも力を入れて取り組んでいるところであります。

南三陸町次世代育成支援後期行動計画は、基本理念を「健やかに子供を産み、育てるができるまちづくり」として平成22年3月に策定し、計画期間の最終年度は平成26年度となっております。計画期間中に東日本大震災が発生し、保育所・地域子育て支援センター・放課後児童クラブなどの施設整備計画を初め、当初の計画どおりの事業展開が一部困難となってしましました。町では、平成25年11月南三陸町子育て支援拠点施設整備事業基本計画を策定し、災害復旧とあわせて戸倉・志津川・歌津地区に子育て支援拠点施設を整備することによりまして、改めて子育て環境の整備を進めることといたしました。また、平成27年4月に子

ども・子育て関連3法に基づく新制度が施行されるに伴い、昨年実施いたしました子ども・子育てニーズ調査の結果などをもとに、南三陸町子ども・子育て会議において意見を頂戴しながら、子ども・子育て支援事業計画を平成26年度中に策定する予定となっております。子育て世代に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長からいろいろ答弁をいただきました。いろいろな施策を講じてきている、その途中でもあるということでございます。そのような中にあっても、なかなかこれといったいい施策がないのも現状であります。しかしながら、こういうふうに取り組んでいることもよしとしなければいけないのかと思います。まず、町長も認識が一緒で安心しましたが、本当に息の長い事業であります、我々世代、今の働く世代で先ほど申しましたようにある程度の施設整備等ができると思いますけれども、あとはそれを活用していく、これが本当に若者が必要であるという認識でございます。それは、お互い共有できているものと思います。

そこで、方法としては、方策としては多々あろうかと思いますけれども、私あえてここで今提案をしていきたいと思うのは、その前にいろいろ若者とかまず住むには職場があり家があり、それは誰でもが共通認識するところでありますけれども、今提案したいのはせっかくこういうふうにこの町に残って働いている若者、その方々が多くの場合異性との出会いの場が少ない、そういうことを多々耳にいたします。それについても今の答弁にはなかったんすけれども、町の若者とかいろいろな方々がカップリングパーティーとか、そういう活動に対しても支援をしているところでありますけれども、それでもなかなか成果が出てこないという現状を鑑みまして、若者がいざ出会いの場を持って結婚すると、そうなったときにそれはいろいろな状況がございましょうけれども、町営住宅をその結婚するお二人に無料で何年か、無料で、それが無理であるならば家賃の助成をしていく、優先的に入居をさせるなどということも考えられますが、町長この辺はいかがお思いでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しいご質問でございまして、今即決といいますか、すぐここで無料にできるとかあるいは減免措置を考えるとかという、そういったことを今ここでお話しできる環境にはない状況でございますが、少なくとも残念なことにご承知のように、町内でそういった町営アパートも含めて、今お住まいになる場所がまず皆無の状況でございます。

ある意味、例えば町外にお住まいになっている方々のアパートに、そちらも無料とかということも考えられないことはないというふうに思いますが、基本的に町に定住をしていただくというご質問の趣旨から考えれば、町内でお住まいをいただくということが非常に大前提になろうかというふうに思いますが。先ほど申しましたように、残念ながら現状として町内でも今そういう場所がないということも、これもまた一つ付け加えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、わかりました。ですから、これは今ここですぐにその答えをいただければこれは大変ありがたいんですけども、今の町の状況とかさまざまなものを考えますと、ここで即答というのはかなり難しいのは篤と承知しておりますので。今後、まちづくりの中で町営住宅というか、今のところ災害公営住宅、いろいろな計画もございます。その中で、今後入居者が不足とかそういう場合も多分出てくると思いますので、そういう考えをもとに町の計画、3年、5年なりをこういうふうにもっていければいいのかと思います。また、家賃についても無料もしくは一部の助成、それも例えば3年なり5年なりとかそういう期限を区切った方策でもいいと思いますが、ちょっとその辺で政策として今後考えていくということいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、制度上災害公営住宅は被災者ということになってございますので、そちらのほうにお入りをいただくというのは残念ながら制度上難しいという。将来的にどういうふうにそれが推移をするかということについては、残念ながら今ここで申し上げることはできないわけでございますので、そういった災害公営住宅とそれから若者定住というのはある意味切り分けて、将来的にそういった子どもたち、若い世代がこの町にお住みいただくということになれば、当然町営アパートといいますか町営住宅といいますか、そういう観点で考えていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 全く災害公営住宅は被災者が住むものであって、その他の入居は難しいところで、それはわかります。でも、いろいろな方策として今後これを考えていくということであれば、どっちみち災害公営住宅だけで済む問題じゃございませんので、いずれ今の古い町営住宅、それを取り壊して新たな町営住宅等の整備も考えていく必要があると思いますので、折につけそういう計画に組み込んでいただいて、できればすぐにでも、これは今結婚

する人も3月のあれでは2組が結婚の届け出をしたようでございますけれども、今ここ25年度で何組あるかはちょっと承知しておりますけれども、そんなに多い数ではないと思います。結婚するから、その方々が全て町営住宅に入りたいという希望はもちろんないと思います。また、ましてそういうふうに例えば親の実家とか、実家に入居可能なのに無理してそつちへ入れというものでもございません。そういう意味を踏まえて、今後の計画の中に位置づけて、できればできるだけ早くそういう方策を打ち出していただきたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 住環境もそうですし雇用もそうですし、そういったトータル的にご提供させていただかないと、なかなか定住と一言で言っても難しいというふうに思いますが、いずれにしましても重要な課題であるということについては認識は十分いたしておりますので、そういったさまざまご意見踏まえながら、我々としてもそういった若者がいかにこの町に住んでもらうかということについて、取り組んでいきたいというふうに思います。

この間もちょっとお話をしたんですが、ことしの志津川高校の卒業生、町内に20人も就職ということで、ちょっとこれまでないぐらいの人数の方々が地元に残るということになりましたので、そういう若い世代のお力を借りながら復興の道を歩んでいきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、確かにそうであります。そういう計画をつくっていただいて、できるだけ早くということで再度お願いをするところであります。また、雇用の場でござりますけれども、これについても従前よりいろいろ地元卒業者に対しての助成とかしております。そういうことも踏まえておりますが、さらなる地元で一人でも多くの方が就職できるように企業者の事業の再開、また商店の再開、そういう面で雇用の面でも力を入れるような政策も組み込んでいただきたいと思います。

今は、町営住宅の無料ということでお話しましたけれども、さて今度結婚するときとして、よその町ではいろいろやっているようでございます。よその町でやるからうちの町でもやれということではございませんけれども、結婚祝い金なるものをいろいろなところでやっております。結婚祝い金、そしてまたちょっと次の子育て支援にもつながるものでございますけれども、あとは出産祝い金、そして第1子で幾ら、第2子で幾ら、第3子で幾ら、第4子で幾ら、そしてまた第3子以降はいろいろ保育所とかを無料にするとか、そういう自治体も

多々あります。そこまで今いかないにしても、こういう結婚祝い金、そしてまた小学校入学とか中学校入学とか、そういう自治体も多々あります。

うちの町でも、もちろんさつき町長おっしゃいましたように財源も伴うことでございますけれども、ひとつその辺を考えていけばいいのかなと思いますけれども、祝い金制度とか、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昔は結婚祝い金とかあるいはお仲人さん、今なかなかいないんですけれども、お仲人さんにそういった一定の謝礼を払うとかという、それぞれの制度がありました。子どもが生まれれば、第1子でお祝い金、第2子でお祝い金、そういうふうなケースも多々あると思います。ただ結婚祝い金、私は個人的なんですが、結婚祝い金があって結婚に結びつくかというのは、直接的には私は余り効果というのかな、それはないんじゃないのかなと私思っている。結婚というのは、結婚祝い金があるから結婚するんじゃなくて、出会いがあって、その中で将来の伴侶を見つけるということになるんであって、そこに祝い金とリンクさせるというのはどうも無理があるなというふうに私は思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 済みません町長、全くそのとおりなんです。結婚祝い金を、金額も示していないんですけども、何万円か何十万円になるか何百万円になるかわからないけれども、それを目当てに結婚はなかなか、ちょっと言葉悪いかもしないけれども、そんなに高額になれば結婚詐欺とか祝い金詐欺、そういうまがいのものも多々あろうかと思いますけれども。ただ、結果的に今結婚する人が少なくて、町内見回しても俗に言う結婚適齢期、それを過ぎた方も多々おりますけれども、そういう方がいっぱいおるんでございます。その方々が、今回めでたく結婚した、そこで謝意をあらわすということで、そういうふうに捉えていただけばいいのかなと思います。町長先ほど言ったように、それを目当てに結婚とかはなかなか考えにくいんですけども、ただこういう状況を鑑みて、これもあしたからやれとかそうじゃなくて、今後のさつき言ったようなまちづくりの中でいろいろな計画でもって、これ南三陸町のある意味特色だよということでやっていければいいのかなと思いますが、再度お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町内でも、大分適齢期になりましても独身の方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々がとにかく出会いを見つけて、そして結婚できれば、ゴールインでき

ればというふうに思います。結婚のお祝い金というのは、ある意味効果的というかな、生活支援といいますか、そういう意味におきますと子育ての分野、あるいはさっき言いましたように例えば保育所に入るときに保育所の入所料金をどうするかとか、そういうふうな分野について配慮をしていくというほうが、ある意味新婚ご夫婦には生活の支援という意味では手厚く感じていただけるのかなというふうな感じはいたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） まず町長、そういう意味で先ほどから言っておりますような町営住宅の無料化、もしくは助成、期限付で結構でございます。今の結婚祝い金のようなものでも、今後まちづくり計画の中で組み入れていけるかどうか、いってほしいんですけども、町長こういうふうなやっぱり今人口減少が、この町だけじゃなくて日本全国人口減少傾向に入っているというところで、いかにこの町に人をとどめておくか。今回は若者定住化対策ということで、若者ということで絞っておりますけれども、日本全国的に人口減少の中で「何でうちの町だけこうだ」って言わないで、そうじゃなくて過疎化という言葉もありますけれども、この町もどっちみちそういうふうに自然減少が避けられない状況であります。でしたら過疎化とかそういうの、今5年先がそういう予想がされるというんであれば、それを15年・20年先にそういうふうになるような努力をしていくのが俺、政策の一義的なものだと思いますので。

町長、繰り返しますけれども、結婚祝い金、または結婚する人に対して希望者に対して町営住宅の無料化もしくは一部助成、期限付でございますけれども、そういうことをまちづくりの計画の中に組み込んで、本気になって検討していくかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご質問には、冒頭の答弁で私お答えをさせていただいておりますが、重要な施策であることは間違いないということと、それとあわせて負担軽減はどうあるべきかということについて検討していくということで最初に答弁してございますので、今のご質問については町としても積極的にやっていくということの答えになるというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 大分くどいと思われるようですが、そこであえて二度、三度念を押しておきます。そういうふうなわけで、町の重要施策としていくということでございます。そういうことで若者定住化対策、今回そういうふうに絞り込んだんで、この辺はこれでよしとして、次の子育て世代の支援ということでちょっとお伺いをしていきたい

と思います。

これもさっきのあれと同じようになりますけれども、やはり今現在子育てしている方々には幼稚園なり保育園なり、それを同じような無料もしくは助成ということで考えていくべきかと思います。これは先日の河北新報でございますけれども、2月26日の河北新報「南相馬市で幼保無料」ということで「4月から2年間、子育て世代帰還促す」、これは特殊な事情でございます。でも、そういうふうなことでやっぱり人がいなきや話にならないということで、やっぱり南三陸町も多かれ少なかれこういう施策も講じていくべきではないのかなと思います。

また、先日あったんですけれども、神奈川県の横須賀市では定住化促進策として駅広告を出す、横浜駅のJR相模線とかいろいろなホームの壁に広告を出す。これは「人口40万人の都市でさえ、若者世代のパーセンテージが他の市よりも少ない。これではこの先どうなの」ということで、こういう政策を発表しております。であるなら我々の町も、そして、今回特に震災という大打撃を受けた町を何とか再生するんです。今、先ほど言ったように結婚する人には支援、そして現に子育てをしている人たちに支援をということで考えていくべきかと思います。

町長、こういう政策も必要かと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 政策というよりも、私は人口減少の問題で一番大きい原点は、少子化だと思います。要するに、人口が減ることが怖いんではなくて、むしろ年齢構成がある程度しっかりしている自治体というのは、将来的にも継続して発展していくことができる。それは、コンパクトでも別に構わない。ですから、今お話をあったように「40万人の都市でもそういう若者の定住の対策を講じている」とおっしゃいましたけれども、まさしくそのとおりでございまして、これが100万人の都市であれ、1,000万人の都市であれ、基本的に高齢化率が高くなってしまうと、そこの衰退は一気に進んでいきます。

ですから大事なことは、小さい1万人の町であってもそれなりに年齢構成がしっかりしている町、こういう町をつくっていくことが必要だと私は思っております。基本的には繰り返しますがやっぱり一番の問題は少子化の問題です。これをどうするかということが、ある意味町の継続的な発展のために一番根本的な問題だというふうに認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、やっぱり少子化、先ほどこれは私も言いましたように国全体がそ

ういう傾向でありますので、この町だけではないということでありますけれども、やはりさつき言ったような年齢構成・年代構成も大事であるということは、我が町においても同じような状況であるものと私も認識しております。そして、先ほど言いましたけれども、そういう危惧することが5年先じゃなくて、15年先・20年先にそういう状況になるんだよという延命措置、そういうふうな施策をもって臨んでいくのがいいのなと思います。

あと、先ほど言いましたように祝い金ですけれども、やっぱりこちらのほうも先ほど町長もおっしゃいましたが、小学校とか中学校入学とかそういうところにいろいろな祝い金、あるいはいろいろなところで制服の助成とかさまざまなことをやっておりますけれども、やはりそういうことも一つの施策としてやっていくべきだと思います。座して死を待つよりも行動していかなきゃダメだと思いますので、そういうふうなこともあります。

また、要因といたしまして、特に子育てしないとか結婚しないというのは、これはいずれの場合も出てきますけれども町の病院のお医者さん、これも大きな要因を占めているわけでございます。いろいろな意味で、「産婦人科、小児科の先生がいればな」と、そういう声を多々聞いております。これは、町長初め皆さんも篤とその必要性はわかっており、日ごろ医師招聘等に努力しておるのも存じておりますけれども、やはりこういうのも必要である。さらには、子供たちが安心して教育を受けられるような環境、多くのお医者さんたちがこの町に来ないのは、子育てのためとかいろいろな要因があります。そういう点も含めて、町長いろいろ施策を考えていかなければいけないと思いますけれども。町長、その辺の考えをお聞かせいただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、地域でどのようにお住まいになるかということについては、さまざまな要因がご指摘のようにございます。医療の環境がしっかりと整っていること、それから教育環境がしっかりと整っていること、それから普段の生活の仕方がしやすいところと、そういうふうな分野が当然住む方々にとって必要な分野だというふうに思います。それぞれ担当も含めて、そういう充実をすることについては我々としてもこれまで取り組んでまいりましたし、今ご案内のとおりの状況でございますので、そこの中からどう立ち上がるかということで今取り組みをやってございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、いずれ子育ての支援ということについては、今後とも継続してやっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。町長、医師招聘とかその辺は、今後とも一生懸命頑張っていただきたいと思います。それで、また先ほど私も壇上で申しましたように、自立再建者の多くの方々が登米市のはうに自宅を再建しております。その方々の多くが、「買い物も、医者に行くのもとても便利である」そういうのも、あとは土地とかいろいろそんな問題もありましょうけれども、そういうふうなことで向こうのはうに家を建てている方もおります。そういうことからして、やっぱり町内の医師、大変なことは篤と承知しておりますけれどもやっぱり結果が出ないと、努力しただけではなかなかこれ答えにならないんで、ちょっときつい言い方かもしれませんけれども、結果が出るようにいろいろ頑張っていただきたい。

また、教育環境なんですけれども、戸倉小学校のはうも建設の計画もあります。そういう面で施設的にはいいんでございましょうけれども、やはりこの町に住んでおりますと宮城県でいえば仙台とかに比べますと、やはりいろいろな文化・芸術に触れる機会も少のうござります。ですから、そういうのをこの町に誘致とか招致とは言いませんけれども、ある意味そういうのに遠く離れたこの町からでもいろいろそういうのに触れる機会を多々持てる、例えばバスをチャーターしてそういう折々につけて参加するとか、あとは今盛んになっておりますスポ少への応援、そういうのをすべからくよその町でやっていないこともやっていって、この町のよさをアピールすべきじゃないか、そういうふうに考えます。町長その辺、ちょっと漠然としたところでございますけれども、方策として考えていくべきかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前をちょっと思い出していただきたいんですが、震災前当町におきましては公的医療機関ということで志津川病院がございました。それから、民間の医療機関・診療所も数件ございました。お互い連携しながらこれまでやってきたわけですが、残念ながら病院もそうですが民間の医療機関、これがなくなってしまったということが、ある意味地域にとって非常に大きい影を落としてというふうに思います。残念ながらお帰りになってくる先生方、もうお一方いらっしゃいますが、それ以外の方々はほかに行ったりとかということになっておりますので、そこが欠落してしまったというのが今南三陸町の地域医療にとっての大きな問題になっているというふうに私は思ってございます。ただ、それをじやあ全て公立志津川病院で担わなきやいけない立場にはなっているんですが、そこはやっぱり我々も意識をしながら頑張っていきたいというふうに思ってございます。

それから、当町でいろいろな文化、芸能、さまざまな文化活動とかスポーツ活動、そういう

た分野で十二分に発揮する場所というのが残念ながらこういう状況でございませんので、今ご指摘ありましたように町外にそういったバスを用意してご案内をしたらというお話あります、それも当然そうだろうというふうに思います。ただ、今当町で使っているバスというのは、ご承知のように町民バスは今輸送の関係だけで使ってございますので、そういった余分のバスというのは残念ながら今ございません。

今高校生がモアイの活動で缶バッヂを売って、先日450万円ですかね、ご寄附をいただきました。それから、この間大阪のテレビ局も100万円お持ちいただいて、そういったバスの購入の資金にしていただきたいということでご寄附をいただいておりまして、そういった寄附者の趣旨にのっとった形の中で我々もその実現を図りたいと思ってございますし、あともう少し頑張ってもらえばという今段取りがきていますので、そうしますとそういった皆さんに、高校生・中学生のみんなに「どちらに行きたい」とか「あちらに行きたい」「いろいろなものを見たい」、そういうのに提供できるという環境は整ってくると思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろんな事情は、篤とわかります。また、高校生から450万円、大阪のテレビ局から100万円でバス購入資金、これも大変ありがたいことでございます。これらを有効に活用して、先ほど言ったような子供たちの情操教育のために、いろいろな意味で役立てていただきたいと思います。

先ほどちょっとと言いましたけれども、町長財源の話もしましたけれども、過疎対策債といいますかいろんな意味でこの町は今回過疎地域と見なされるとか、ちょっと文言は定かでございませんけれども、まずそういうあれに指定というかなるんでしょうね。もちろんそうなりますれば起債も起こせますし、起債を起こせば当然町に負担も出てくると思うんですけれども、その辺でもし活用になれば、ハード面・ソフト面、いろいろありますけれども、今回ソフト面ということでさまざまな活用が考えられますが、その辺について町長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 過疎地域の指定の件でございますが、これはまだ決まってございませんので、今国会で決まるんだというふうに思いますが、まだ決定してございませんので、その辺について私のほうからまだこの段階でお話しできるということではないと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。まだ決定していない。じゃあ、決定するかもわからない。これ、決して喜ばしいことではございませんよね、これは。これは「あなたの町は過疎地域

だよ」って言われるんですから、これまでそうならないようにいろいろ努力してきたわけでございます。それを、国のほうで「あなたの町は過疎地域ですから、こういう起債を起こせますよ」とかって非常に残念ですけれども。もしそういうふうになった場合には、それらを有効活用して、先ほど言いましたようにいろいろな若者定住対策、あるいは子育て支援、そういう政策・施策に充当させていければいいのかなと思います。

もちろん、今復旧・復興に向けて頑張っているところでございます。それらの費用については100%国費用でございますけれども、町に3割負担と言いますればかなり高い金額になります。子育て支援とか定住対策とか、間口を広げればさまざまございますけれども、今回は私の若者の定住対策、そして子育て世代の支援ということでいろいろお話をさせていただきましたけれども、今後のまちづくりの政策・施策の中でこのようなことを、意を篤とくんでいただき、これを実行して何とか過疎地域にならないように、この町の復旧・復興が滞りなく進むことを心から念じて私の質問を終わりますが、町長、決意のほどをよろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 過疎地域に指定になると、また人口の減少とかの問題が要因になってきますが、名前が私悪いと思います。過疎地域という言葉じゃなくて、何か違う言葉使っていただければと思うんですが、過疎地域になったからって、気仙沼も今度そういう予定でございますので、一概にそいつたどんどんどんどん衰退するというイメージではなくて、そうでない前に向かって歩けるというようなイメージを持ちながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

次に、通告5番今野雄紀君。質問件名、1、高台移転を見据えた生活環境の整備について。2、志津川地区グラウンドデザインに津波防災都市機能を盛り込めないか。以上2件について、一問一答方式による今野雄紀君の登壇、発言を許します。6番今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番は議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

けさの新聞で、一つの訃報を見つけました。あのビル・ロビンソンさんが亡くなったと知りました。追悼の意を表し、願わくば町長に人間風車を決められたと思えるような一般質問になるよう、レスラーになった気分で気合を入れ、質問をさせていただきたいと思います。よ

ろしくお願いします。

質問事項といたしましては、高台移転を見据えた生活環境の整備について。

被災した小さな我が町にとっては、多すぎると思えるコンビニの数、行政の支援を受けての仮設商店街、個人で再建し営業しているお店、車による移動販売、大手の宅配サービスの利用などが現在町内における買い物事情だと思われます。当然、自家用車で隣の市で買い物をするので、生活への支障はないと思われます。しかし、減り続ける人口、高台移転の造成工事も始まり、移転を希望している方たちの不安の一つが主に生鮮食料品の買い物をするスーパー・マーケットの有無という声も多く聞きます。現在でも買い物に困っている人たちが多い中、今後のスーパー・マーケットの誘致の必要性、見通し、出店事情について伺います。あわせて、買い物難民という言葉があるのかどうかわかりませんけれども、この買い物難民解消への取り組みについても伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員のご質問、高台移転を見据えた生活環境の整備についてお答えをさせていただきます。なお2点のご質問でございますが、答弁につきましては1点目、2点目、相互に関連しておりますので、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

今ご指摘のように、町民の要望として町内で日常生活用品が買えるようなスーパー・マーケットが必要であるということについては承知をしておりまして、町としても大きな課題だというふうに認識をしてございます。町の政策的には、市街地の土地区画整理事業により整備が終わり、今後かさ上げした国道沿いの土地にスーパー・マーケットが建設されるのが理想でありますが、まちびらき地区に建設予定の商店街とあわせての相乗効果によるにぎわいの創出を期待をしたいというふうに思ってございます。しかしながら、見通し的には区画整理事業及び土地のかさ上げには時間がかかるために、震災前に町内にあったスーパー・マーケットについては御前下地区に土地を確保し、国道398号の整備計画とあわせ高台住宅地を結ぶ町道の整備計画の進捗状況と店舗再建計画との整合性を図りながら、出店の時期を見据えている状況だというふうに思います。

以上の実情を踏まえて、現在出店を計画している当該法人と他業者に対しても相互に情報交換をしつつ、これらの可能性を探りながら1日も早く買い物環境の整備、町民の生活利便の向上に向けて対応したいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） 今、町長より答弁いただきました。かさ上げと御前下の出店時期を見据えているということでしたけれども、町内にいろいろな大きいホームセンターのようなものとかできていますが、そういったやつができるのになぜできなかつたという、不思議な思いで私は見ていました。ところがいろいろ事情を聞きましたら、道路のちょうど一等地というか交差の部分にスーパーさん予定しているということで、あとその道路の関係でも若干おくれていることも聞きました。

そこで、今後の道路の整備状況というのはどのような形に進んでいるのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道398号線につきましては、現在気仙沼土木のほうで計画を進めているところでございますし、その情報につきましても当該法人のほうと情報を共有しているという状況になっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） 具体に道路状況の進み具合というのを、もう少し詳しく教えていただければ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 計画ができまして、地権者の皆様に対してはその計画をお示しをして、具体的な交渉に入っているというふうに聞いております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） その道路の完成というか、できるのは大体いつごろになるのか。もし予定、そこまで進んでいるんでしたら、発表できる段階というかおおよそでよろしいですので、課長情報入っている時期を教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私が聞いているのは、全ての事業そうですけれども、平成27年度末を目指して事業を進めているということだけでございますので、具体にそれがその時期終わるかどうかというのは、聞いておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） じゃあ、まあ27年度末ということですので、それでスーパーさんの具体的な進出時期というのも、もしこれもどなたか、町長か課長、ある程度つかんでいましたら教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは民間の企業さんことでございますので、こちらからここが大丈夫だというのはなかなか言いかねるんですが、一つの情報としてお話しさせていただきますが、平成26年中には開店できるのではないか、そういうふうな情報はいただいております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 26年中ですと、これから26年でも大分1年あるんで、もうちょっと区切って教えて……、例えば26年の最初のほうとか真ん中辺ころとか。なぜこういうこと申すかといいますと、やっぱり地元の仮設その他入っている買い物の方たちが、大分待っているというのも変な言い方なんですけれども、困っているみたいなんで、こういった場で大体の開店時期等を知ってほしいというか、お知らせしたいという思いもあるものですから、もう少しだけ詳しくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 年後半になるような話だということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。じゃあ、26年後半ということで。一応予定ですので、これは今後工事の進み具合等で、どうなるかわからないということはわかりました。

そこで、次にこのスーパーに関してなんですかと、現在の、できるまでまだ間があるものですから、今の買い物状況というのはどういった形で、例えば産業振興課さんあたりで買い物先のアンケートとかとったりしているのかどうか、そういった必要性があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） そういうようなアンケート調査はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 必要ないと課長はお思いでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 優先的にやらなければならないというような、そういう重要性とは認識しておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、スーパーの誘致に関する課長の考え、町長のあれはお聞きしたんですけれども、課長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） スーパーというか、買い物の消費者サイドに立ったというよりも、私ども産業振興の観点から申しますと、当該スーパーのみならず流通関係、それ以外の企業等が町内に進出していただくことが理想だと、こう考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 進出の具体的動きとか何かはなさる予定はあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、町がかさ上げした市街地のそこの部分で商業集積地域など、いろいろなゾーン区分けをしております。この状況ができ次第、そこに入ってほしいというようなアプローチはしておりますし、それから何社かから、いろいろな業者からそういう問い合わせがあります。ただし問い合わせはありますが、この場で民間企業のことですから、私のほうから言えるものが現時点では持っておりません。いずれ町の市街地のほう、まちびらき地区を中心にそういうような企業活動が活発になってくれることを望みながら活動しておるという、そういうつもりでございます。

○議長（星 喜美男君） 6番議員、町長に対する政策についての質問ということで、担当課長とのやり取りはしないようにやっていただきます。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） スーパーのこの質問に関しては、大体の出店時期というのがわかりましたので、最後に町長に伺いたいのは、町長のご家庭ではどこで買い物しているのか最後伺つて、1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） プライベートなことですが、さんさん商店街とかそれからそこに出店になっているお店、そちらのほうで買っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、2件目の質問をさせていただきます。じゃあ、2件目の質間に移らさせていただきます。

南三陸町志津川地区グラウンドデザインに津波防災都市への挑戦というか、そういった機能を盛り込めないかということで伺いたいと思います。

町政運営の大きな柱の1つとして、津波防災都市への挑戦がうたわれています。防潮堤の整備による防災、土地のかさ上げによる減災で安心・安全を守るという選択、今回発表された

志津川地区のグラウンドデザインは、まちづくり協議会等の意見をしっかり取り入れたすばらしい構想だと思われます。しかし、防潮堤やかさ上げを利用した津波防災都市としての機能を盛り込んで独自の南三陸モデルを確立し、世界に向けて発信することはできないかとうことで伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは2件目のご質問、志津川地区グラウンドデザインに津波防災都市機能を盛り込めないかということについてお答えをさせていただきます。なお質問2点でございますが、関連しておりますのでまとめて答弁させていただきます。

志津川地区における津波防災都市としてのまちづくりは、市街地が東日本大震災を含め過去にも津波被害を受けてきた場所でございます。今後も、大規模津波の際には被害発生が予測されるため、浸水しない高台に住宅のほか津波復興の拠点となる病院や役場、消防署など公益的施設を移転し、既存の高台に存する学校施設等とあわせて津波防災拠点としての機能を有する市街地形成を目指しております。また、河川堤防や防潮堤の整備にあわせて、高台で発生した残土により旧市街地を海拔10メートル程度までかさ上げすることで、発生頻度の高い津波に対する防災性の向上を図り、さらには高台をつなぐ連絡道路や高台への避難道路、国道・県道などの各道路を有機的に配置することで、なりわいの場所や観光拠点である低地からの避難を迅速かつ円滑に行えるように、総合的に防災機能の強化を図っていきたいと思っております。

こうしたまちづくりに加えまして、将来に希望が持てる市街地とするため、世界的な建築家である隈 研吾氏がまちづくり協議会のご意見を踏まえてグラウンドデザインの検討を行っているところであります。この検討の中でも漁港部分からの避難手段として防潮堤に階段を設けるなど、津波防災都市としての確立を目指して安全性を考慮した内容も含めたデザインを行っていただくことになっております。

なお、今後は地域防災計画に基づいて安全・安心なまちづくりを進め、景観面が配慮され、かつ機能的にもすぐれた南三陸町独自の津波防災都市の整備を目指し、復興後は南三陸モデルとして国内外に情報を発信してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今町長より答弁いただきました。私聞きたかったのは、今回デザインを出した志津川地区に関するデザインなんですかけれども、このグラウンドデザインということに関してちょっと町長に、何か町長最近というか近々本を出されるといううわさを聞いたん

ですけれども、そこで私も質問の角度を少し文学的といいますか哲学的というかそういった角度から、文学的なグラウンドデザインということでお聞きしたいと思います。

ただ、この場で急に町長文学的グラウンドデザインといつても、答弁大変でしょうから、私はこういった質問する際に、コアラ館で復興関係の本のコーナーにいっぱい本が並んでいます。その中で、私向きといいますかおあつらえ向きの「復興の大義」という本を見つけました。その本の中に、哲学者であり立教大学の大学院教授の内山という学者さんが「復興の思想とは何か」ということで、「文学的なグラウンドデザインを」ということも大切、復興のグラウンドデザインとは何かが語られています。ちょっと若干引用になりますけれども、ここはどういった形で町長、文学的グラウンドデザインという答えというかしていただければと思います。

そこで、では引用させていただきます。

「今日では既に幾つもの復興についてのグラウンドデザインが提案され、議論されている。町を高台に移転するとかエコタウンをつくるというものもあるし、漁業権を企業に開放するという提案もある。このような議論を見て私が思うのは、復興の思想が、すなわち復興とは何を意味するのかが考察の彼方に消えていることである。もちろん、集落を高台に移転してもいいエコタウンをつくってもいい。だが、それらは復興の結果であっても、復興それ自身ではない。東日本大震災では、多くの高齢者も障害者も被災している。両親を失った子供たちもいる。家族も近所の人たちも失って、一人生き残った人もいる。そのような全ての人々にとって価値のあるものにならなければ、復興ではないだろう。

復興とは、経済活動を再建することでも住宅をつくることでもない。確かにそれは必要であるが、それが復興の目的ではないのである。復興とは何か、復興の思想とは何か、復興のグラウンドデザインとは何か、それを見つけ出すことから復興は始まる。私は、復興のグラウンドデザインは文学的に語りだされなければならないと思っている。被災者たちがもう一度つくり出したい町や村について文学的に語り出してみる。ここで文学的と言っているものは、そんなに難しいことではない。『海からの風とともに生きるまち』でもいいし、『学校帰りの子供たちの声が聞こえるまち』でもいい。『高齢者たちの知恵を借りにいけるまち』でも、『笑い声が絶えない商店街のあるまち』でもいい。『祭りとともに生きるまち』でも『犬や猫が幸せに暮らせるまち』でもいい。そして、一番大事なものは『死を迎えたとき、このまちで死ねることに満足感を抱けるようなそんなまち』なのである。そのようなことを被災者たちが語り合ったとき、その地域のグラウンドデザインはできていくだろう。そして、恐らく

そのことは、それほど難しいことではない。それぞれの地域の被災者たちが語り合えば、1週間でできるだろう。この語り出されたイメージこそが、復興のグラウンドデザインである。

それがつくられたとき、次にそれを具体的に実現するにはどうしたらよいかという設計が必要になる。ここでは専門家を入れることも必要となるかもしれない。国や県などによる財政支援も必要だろう。だが、その順序を間違えて、専門家たちがグラウンドデザインという名の設計図面をつくり、そこに予算をつけただけでは、人間たちが自分の存在を自己諒解（「りょう」は言偏に京都という字を書く「諒」です）していくけるような時空の再建にはならないのである。

人間は、さまざまな関係の中で生きている。自然との関係、人々との関係、過去との関係、そのほかに育まれた文化との関係、未来との関係、関係の中に自己の存在をつくり出しているのである。例えば自然や農地・家族・村などの関係の中で、農民の存在がつくり出されているように、あるいは夫との関係の中に妻という存在があり、子供との関係の中に親という存在があるように、人間は関係の中に自分の生きる世界を存在させる。とするならば、復興とは自己の存在が自己諒解できるような関係の再生である。だから、復興のグラウンドデザインは存在を自己諒解できる関係とは何かを語り出すことから生まれる。具体的な設計である前に、再生されなければならない関係が表現されなければならず、それは文学的にしか語れないものである」ということを引用させていただいて、町長の文学的な見地からのグラウンドデザインを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは今、お話になったのは内山さんという先生のお話ですから、私それ内山さんの個人の考え方だと思います。実は私震災以降、たくさんの学者の方々からそれぞれのグラウンドデザインのご提示をたくさんいただきました。それは全て、その方々の自己満足あるいは自己表現の世界に過ぎません。グラウンドデザインというのは、基本的にはこの地域に足を踏み入れて、この地域の特性・文化・歴史・風土、そういうものをしっかりと見据えた中でつくるものが、本当の意味でのグラウンドデザインだと私は思ってございます。

それから復興というお話がありましたが、私は復興というのは基本的には個人の心の中にあると私は思っております。周りが押しつけるものでもなくて、本人が自分の気持ちの中でどうこの東日本大震災から復興したかというのは、それぞれの個々の心の中にあるものだと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町長より今答弁ありました。文学的なグラウンドデザインという言葉で「個人の心の中に復興がある」、ありがとうございます。

そこで、震災後学者などから、いろいろな方たちから話というか提言があったと聞きましたけれども、私も確か隈 研吾さんの本の中に行政と建築家のかかわりの部分が、戦前あたりのことが書いてあります、どうしても建築家というのは行政の政治的といったほうがいいですか、それにはなじまないというようなことも書いてありました。ただ、今時代も大分過ぎてきました、いろいろな状況があるので、今回いろいろな学者・その他の中から町長隈 研吾さんを選んでいただいて、これは大変すばらしいことだと思います。そこで、隈さん自身も登米の能楽堂とか震災後にはこちらに足を運んでいて、大分こちらの事情を知っているということも私も知っていました。

そこで、町長先ほどの答弁で「足を踏み入れた者しかわからない」というふうな答弁ありましたけれども、実は私も震災直後なんですけれども、震災後に建物というか構造物として頑丈というか堅牢というか壊れないものの一つとして、私ガソリンスタンドのことが一番印象に今も残っているんですよね。社屋というか上の部分が壊れても、たしかミヤキンさんあたりだと電気がないので手で回すやつとかでくみ上げて、あのガソリンの少ない時期に営業というかをしていたと思うんですけども、そのことが私ずっと私自身の中でありまして、ちょっとと飛躍というわけではないんですけども、今回の震災の隈さんのデザインに対して何も文句をつけるところはないんですけども、ただ1点防災面でのアピール度というか、それがちょっと少ないんじゃないかなというか、そういう思いがしました。

なぜこのようなことを申すかといいますと、今回のこのグラウンドデザインは、例えば高台と別の場所ではなくて一番町の顔というんですか、そうなる部分のデザインだと思うんですよね。そこで私の思いというか、先ほどのガソリンスタンドの話じゃないんですけども、今かさ上げのレベルが5日までに出ていますよね、10メートルとかということで。そのかさ上げの中の部分に、この店舗というか構築物というか何かができるのかという、そういう思

いでいたんですけども、そういったことがもし可能ならば今後の津波防災だけじゃなく、いろいろな面での防災機能を有するんじやないか。これはもう、被災した3県というか画期的というまでもなく、独自のスタイルになるんじやないかと思うんですが、この件に関してとりあえず伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、町の防災計画を今つくってございますが、従来もそうですが今回の防災計画でも強く打ち出しているのは、とにかく地震があれば高台に逃げると、これが第一義というふうに捉えてございますので、ある意味シェルター的な問題等々については第二次的な問題かなというふうに思っております。確かに命を守るということは大変大事なことでございますから、さまざまな方策を考えなければいけないというそういう考え方もございますが、ただ先ほど言いましたようにやはり我々とすれば第一義的にはとにかく高台に逃げるということに尽きるんだろうというふうに思います。そういう町民の皆さんに啓蒙を図っていきたいし、それからこの間の質問でありましたように町外からお出でになった方々にもちゃんと逃げるように、そういうふうなサインを設置をしながら命を守っていくということが、我々の大きな使命だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 当面このデザインされた場所は、寝泊まりというか住む場所じゃないんで、地震があれば高台へ逃げるということは基本というか、そのとおりだと思います。ただ私が言いたいのは、そういったかさ上げの中に何らかの形で多分組み込んで、商店その他に入ってもらうというか、その方式が地震だけじゃなくて今後例えれば今回の南岸低気圧初め異常気象で雪、風、その他いろいろな気象条件にも耐えられるんじやないかという、そういう思いがするわけなんですね。

それで再三、先ほど町長の答弁にもありましたように、シェルターというかその役割も果たせるような機能を有するんじやないかと思います。そういうことを考えた場合に、私言うようにかさ上げの中に何らかの形で組み込んで、商店街なりあともしあきが出た場合はミュージアムといいますか、いろいろなあれで使っていけると思うんですね。それで、このまちづくりの提言書にあるようなお祭り的な形のイベントは、かさ上げの上の部分でいかようにでもできると思うんですけども、そういった私の考えに対して町長はどのような形で思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員の思いは思いとして思いますが、例えばそこにそれをつくるなければいけないという必要性とか、あるいは実用性とか、あるいは費用の面、当然これかかってまいりますので、その辺踏まえてどうなんだろうという思いはございます。そういうた今お話になったような提案も、実は震災後に東京の学者さんからもいただいた経緯がございます。そこでつくれたりする費用を考えると、到底こういった我々のような小さい町で取り組めるような、そういうような状況ではなかったということも実は現実にございました。

ですから、そういうふうな町をどうつくるかということについて何も地下ということではなくて、やっぱりにぎわいというのは地上にあってにぎわいがあるというふうに私は思いますので、そこはひとつ今野議員の考えは考えでございますが、私はそう思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 確かに町長言うように、地上にあってのにぎわいでしょうけれども、私が今後津波だけじゃなくて、各種の防災機能というかそういう面に関してはやっぱり地上じゃなく、地中といつてもしっかりと埋まるわけではなくて、3面をかさ上げの中に入れるというようなスタイルだとそういうことも解消されるんじゃないかと思うんですけども。それについても、いろいろ何もつくれないというか、つくるにしても屋外のイベントの、隈さんの今回のラフというかデザインにも出ていましたけれども、そういうやつくらいで、あとは見えない形でつくるのもいいんじゃないかと思うんですけども。

そこで、例えば地上につくる場合は商店、その他入る予定の数というのは大体どれくらい見通しているのか。私聞くところによると、50前後というか切っているというようなことも聞いたもんですから、そのところもし知っているようでしたら。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 言葉のやり取りでは、今野議員がどういうイメージをしているのかというのが、残念ながらちょっと伝わってまいりませんので、ある意味もし何でしたら今野議員がこういう形でという、そういう図を描いてお示しをいただいて、そうすれば我々も今野議員のおっしゃっていることがどういうことなのかということを理解できると思いますので、そこはひとつ後でも結構でございますので、そういう形でご提出いただければというふうに思います。

なお、商店の数については担当課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今予定をしている商店の数ということで、今野議員がおおむね50く

らいということで、私どものほうで今掌握している数もほぼそれに近い数かなど。ただ、商工会さんからいろいろお聞きしますと、毎日のようにやはり事情が変わっているということで、これからふえたりあるいは逆に減ったりするというようなことも聞いておりますので、現段階では議員おっしゃるように50くらいなんだろうなというふうに見込んでおります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体50というか、実際はもう少し少なめに私聞いたんですけども、それ50という形でお聞きしました。そこで、そういった商店及びあれを、先ほど町長私の言っている思いのデザインが浮かばないということなんですけれども、これは後日でももしお届けできたらしたいとは思うんですが。ただ、そこでなんですけれども、私も今回のこの質問に当たりましていろいろ考えたもんですから、なぜこのようなのかというと、結局しつこいようですけれども防災に関するアピールというか、もってしてほしいという思いでしました。

それで、特に建物を建てないというときに、上の部分を今はやりの言葉で言うとグリーンインフラストラクチャーという、グリーン復興みたいな形で利用できるんで、その面に関してもアピールできるんじやないかと思いました。それで、グリーン何とかというのは、以前随分前ですけれども、質問した生物多様性の保全と持続可能な利用などというそういった観点の話で、欧米特にアメリカあたりで1990年代あたりから社会インフラの整備として始まったらしいですけれども、建物を建てないとそういった使い方もできるんじやないか。もうちょっとわかりやすく言うと、里山の伝統的な利用法というか、そういったこともできると思うんで、何も町場でそういった利用法って言われるかもしれませんけれども、その中にしっかり商店の機能とかも入っているんでいいと思います。

それで防災に関してなんですけれども、シェルター的な形での必要性とかっていうのを町長感じているかどうかを、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） シェルター的なものが必要かということですが、先ほど言いましたように必要性とか思いだけでなく、実際に使うのかとかそういうことを含めて検討するべき問題だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実は、女川のほうも再稼働の話も出ているみたいですし、あと昨今の国の影響というか何といいますか、国防軍みたいなそういった話のあれもあるもんですから、何らかの折にシェルター的と申しますか、昔の言葉で言うと防空壕みたいにも使えるんじや

ないかという、そういう思いも私しているもんですから、こんなことをお聞きするんですけれども。

それで、隈さんのテレビ放映がたしかニュース番組みたいなやつであったんですけれども、町長その番組は見られました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら、拝見してございません。ビデオには撮りましたけれども、まだ見ていません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実はその番組で、この志津川のグラウンドデザインのことが言われたんですけれども、その後半部分に福島のこともやっていました、そうしたら事務所の若い助手なのか研究生なのかわからないんですけれども、そういった方たちがシェルター的なデザインの部分もテレビでやっていました。ですから、今回このデザインをもし見直すといったらおかしいですけれども、私言うような提言を少しでも取り入れていただけるようだったら、そういったノウハウも多分お持ちだと思います。そこで、日本で近いあれですと「自然な建築」という隈さんは本を出していまして、四国の今治の近くに「亀が老いる山」と書いて亀老山というところに、町のシンボルとして展望台をつくったというあれがあります。それが見えない建築というテーマで、ちょうど埋没というか見えないようにしていて、私が言っているようなイメージとはちょっと違うんですけれども、そういった形も隈さんはデザインできるということをお伝えしたいと思います。

そこで、テレビでは「負ける建築」ということで言っていましたけれども、私自身はもっと負けていただいて私が望むようなかさ上げの中に組み込まれたような設計にしていただければと思いました。自分では、ひとりよがりなんですけれども、こういった案がいいんじゃないかと思って、今回このような場で質問させていただきましたけれども、今後次のデザインが発表される間というか、その間に關していくいろいろ私のような思いを伝えていただけるかどうか、町長に確認しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、今野雄紀議員が考えるイメージというのをお出しいただければ、隈先生に届けるのは全然やぶさかでございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実は、隈さんがデザインすると聞いたときに、個人的に投書か何かしよ

うと思っていたんですけども、それだと何か余りどうなのかと思って、今回こういった場で質問させていただきました。

そこで、届けていただけるというのがわかったものですから、最後に「小さな建築」ということでも本を出していまして、今回グラウンドデザインをお願いしたんですけども、今後ほかの部分もデザインをしてもらうという可能性があるかどうか、町長の考えというかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まちづくりのほうについては、きのう後藤議員にお話ししましたように、隈先生にお願いするのは志津川地区の部分でございまして、それから浜々の部分については漁業集落のほうでやっていただくと。それから、伊里前地区については県のワーキンググループのほうでやっていただいておりますので、そういう形の中で進めていきたいと思っていますから、現時点として隈先生にこの後何かをお願いするという予定はございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実は予定しているのかと思いまして、私今後もお願いしたかったんですけども、お願いというか伝えたかったんですけども、きょうの新聞を見て集団移転の数が減ったということで出ていましたけれども、それで「小さな建築」ならず私さきの議会でも言ったような「小さな公営住宅」というやつもお願いできればと勝手に思っていましたので、この件は多分無理でしょうか。一応、お答えお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 既にこの住宅については、県を含めUR含めてお願いしてございますので、多分今からということはちょっと不可能だろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では最後に、今回私のこういった思いを町長に何らかの形でお届けしますので、隈さんほうにもお届けしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、山内昇一君。質問件名、1、本町の復興に連動した道路整備は。2、震災復旧工事に農畜連携策は。以上2件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。山内昇一君。

[10番 山内昇一君 登壇]

○10番（山内昇一君） 10番山内は議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問を行います。通告の相手は、町長です。

質問事項。本町の復興に連動した道路整備は。

質問の要旨。大震災から3年目となり、復興事業の急加速が求められております。町の災害復興の整備が最重要であるが、次に各地の道路行政について入谷地区などの緊急避難道となつた路線について考えていくと思いますので、お伺いします。登壇での発言を、これで終わります。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内昇一議員のご質問、本町の復興に連動した道路整備についてお答えをさせていただきます。

今回の大震災では、緊急避難、救急活動、救援物資運搬等の主体となる国道、県道等が被災をしたため、その役割を町道や農林道が担つたことは承知をしてございます。今回の震災を経験し、改めて道路整備の重要性を認識するとともに、災害に強いまちづくりにとって重要な社会資本整備であると考えております。町の復興にとっても、その基幹となる道路網の整備は必要不可欠なものでありまして、各復興事業により町が大きく変わることでございまして、それにより整備する路線も変わってまいります。町内の道路については、各復興事業の整備計画の形が見えてきましたので、町道・農林道の町管理道路を初め三陸自動車道の整備、国県道の整備、志津川市街地の区画整理や防災集団移転事業等で新設される道路等を考慮し、復興整備後の町全体の道路網の再構築を行っております。

入谷地区についても、町道坂の貝線や町道信倉線のように震災時に物資輸送道路となつた重要な路線がありますので、整備手法等を検討し、各種事業を活用しながら道路整備を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ご答弁、ありがとうございます。

本町は被災から満3年を迎えて、復旧・復興は目に見えて実感でき、進捗状況も確認できるようになってきたことは、町民とともに待ち焦がれて安堵の感があるわけでございます。被災された町民の皆さんのが急仮設住宅からの高台移転、自立再建が一部で現実のものとなりつつあり、今後ハードルは早急な全事業整備の進捗だと思います。さらには、復興道路として三陸縦貫自動車道が延伸しておりますが、間もなく供用開始となると聞いておりますが、これで復興は一層加速するものと思います。インターができますれば、国道398号線、国道45

号線なども一部改修されると聞き、内陸部に移動したルートに変更され、さらに安全性と高台移転に整合性を持ったより町民に利便性の高まるような設計となっているようです。

そこで、確認のため三陸自動車道の現在の進捗状況、供用開始、あるいはインターのネーミング等についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） インターの名称ですが、あくまで現在仮称でございます。小森は「志津川インターチェンジ（仮称）」、それからこちらの商工団地の近くのインターについては「南三陸海岸インターチェンジ」ということになっていますが、これも仮称でございます。それからあと「歌津インターチェンジ」、これも仮称ということになってございますので、いずれ正式に決まっていくというふうに思います。

進捗状況は詳しくは担当課長から答弁させますが、志津川インターの供用開始については来年度の早い時期ということになろうかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、進捗状況についてご説明をしたいと思います。

最初に、登米志津川道路でございます。用地につきましては100%取得済みでございまして、ほぼこれから舗装工事の発注を残すのみと聞いております。それから、南三陸道路でございます。小森から歌津までの間でございます。現在、用地が相続等がございまして、12名の方と契約が結ばれていない状況でございます。用地については承諾をいただいているんですが、相続等が発生をしているということで、今その相続の手続きをしている状況でございます。工事のほうは、まだまだ3割程度の発注状況でございます。その中で、志津川1号トンネルですかね、平成26年度早いうちに貫通式を迎えるというふうに聞いているところでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 三陸自動車道の仮称、インターの名前をお聞きしました。これから公募か何かですのかどうか、その辺はちょっとわかりませんが、供用になれば町民の命の道路としての活用がもちろん図られます。新設の病院とか役場ができますと、各防集団地間の移動とか隣接市町村からの高速交通体系も構築されます。さらには本町の産業振興、そして観光振興にも大きく寄与することで、相乗効果につながるのではないかと思っております。

また本町の管理している、先ほど課長お話ししましたが町道というのが相当あるようで、被災前及び全町で私の聞き及んだことによりますと420本ほどあると。入谷地区で約59本、戸倉

で38本、歌津で75本、志津川地区では250本と言われているそうですが、被災後の廃道や状況から変更もあると思います。現在どれくらいの変更となっているのか、主な本数ですか、そういうことで。それから、津波前後での数字の変更はどうなっているのか、おおよそで結構ですので。震災当時、町内各地の町道とか林道を避難道路として活用したわけですが、その後の路線あるいは主要幹線道の確認をどうしているのか。整備も重要であると思いますが、今後の災害ですね、これから自然災害とかいろいろありますが、そういうことに備えてそういういった整備も必要……。

○議長（星 喜美男君） 10番、マイクもうちょっと寄せて。

○10番（山内昇一君） はい。個別現地状況を言わなければ、内容的には恐らく担当課もわかりませんと思いますので、あえて1つ、2つお話ししたいと思います。

先ほど説明のあった部分以外、入谷横断1号線等も、私平成20年度あたり12月に一般質問でお聞きしました。それから、入谷の山谷線ですね。震災当時崖、路肩が崩れたといったことで、当時は何とか通行はできましたが、下の工事に支障があったことで地元の方が手際よくいろいろやっていただいたりして、何とか急場をしのいだといった事例もございます。その後、どうも進んでいないような形で時々言われますので、その辺はどうなっているのか、今後の見通しとか。

それから、入谷の中の町の橋のところですね。国道からの入り口の、入谷地域で全体でいろいろ問題になっております。あそこはかなり、今「いりやど」とかあるいはJAの米倉庫とか、いろいろボランティアの方も大勢来ておりますし、また大型バスの通行もかなり頻繁に見られます。そういうとき、あそこを曲がる、あるいはあそこを出る、向こうから入るといったところの交通でかなり厳しい、危険で事故等も起こっているのを目撃しております。そういうことの対処。

それから弥惣峠、大船梨の木線といったようないわゆる避難道となったところの今後の整備の考え方の持ち方、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 津波災害だけではなくて自然災害、それから土砂崩れ等々含めてさまざまな災害に対応する道路網をしっかりとしなければいけないということについては、共通の認識をいたしてございます。

細部については、あと担当課長から答弁させますが。横断1号線ですが、ご案内のとおり震災前、社会資本整備総合交付金等によってこれを整備しようということで取り組んでおりま

したが、残念ながら震災で資料も何も含めて全部流出してしまいました。再度平成25年度、ことしひですが調査を行いまして、平成27年度に採択になれるように我々としても進めてございますので、大変地域の皆さんには休止ということになりました、大変期待がしほんでしまったという面があると思いますが、再度再チャレンジをしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細かい点についてご説明をしたいと思います。

町道につきましては震災前464路線、292キロメートル管理をしておりました。震災後につきましても、特に廃路等の手続きはしておりませんので、数字的な変更はございません。

今回、道路網の整備を行っておりますが、その中で既に使わなくなったものについての廃路にするかどうかの検討は必要だというふうに考えております。ただ、地方交付税に延長が直結するものですから、やみくもに全てを廃路にしてもいいというものでもございませんので、これは財政サイドとも十分協議しながら進めていきたいなというふうに考えております。

あと、それぞれの整備でございますが、横断1号線につきましてはただいま町長が申し上げたとおりでございます。

それから中の町の橋でございますけれども、当時農協の倉庫がございまして、そちらに交通があるということで大回りするような形で道路の改良を一時的に行っております。その後状況の変化に伴いまして、もう少し国道から直角にというお話、そういう要望だというふうに理解はしておりますが、1つちょっと問題がございまして、考え方によりますと交差点の改良事業を伴うということでございまして、それから現地でもいろいろお話をいただきましたが、右折レーンの設置もどうも必要だなというふうに考えております。そうしますと、町の事業費で国道の改良もしなきゃならないという状況になりますので、ここは大変町でやれるものではないなと。できれば県のほうにお願いをして、国道の交差点改良とあわせて実施できればなというふうに考えているところでございます。

それから、弥惣線と梨の木線でございます。弥惣線、大変勾配が急な部分でございまして、この改良と言われましても抜本的にはルートを変えざる得ないと。そうなりますと、かなり大規模な道路改良が必要だなというふうに考えておるところでございます。それから梨の木線につきましても、現在林道というふうに管理をしているところでございます。こちらの国道側については山が迫っておりまして、新たに用地を取得をして退避所等の設置はせざるを

得ないのかなと。それから入谷側につきましては、現在もよく見ますと舗装をしていないんですが、ちょっと退避所に使える土地がところどころ見えております。そういうところを利用しながら、車のすれ違いができるような整備ができるんじゃないかなと思っています。

いずれ道路につきましても、いろいろな役割を持っておりますので、2車線に整備をするもの、それから1車線でいいもの、待避所で整備をするもの、そういう仕分けが多分必要になってくると思います。ただいま道路網の整備計画をとっていますので、その辺でまた性格づけをつけていきたいと思っています。基本的には短期的にできるもの、中期的にできるもの、それから長期的にやらなきやならないもの、そういう仕分けをさせていただきながら道路の整備をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員が退席しております。

山内昇一君の一般質問を続行いたします。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） それでは、またちょっと詳細というか、内容をちょっと確かめたいと思いますが、先ほど町長に三陸自動車道の進捗をお聞きしたところですが、25年の……。ああ、わかりました。

それですみません、次に入谷の横断1号線なんですが、平成25年の調査中と、本年ですかね、そういったことですが、それから27年の採択に向けてやっているといったようなお話をしました。その見通しとか、それからあと地元の方とのいろいろなお話し合いを持ったのかどうか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。それから、またルートについても今度はどうなのか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在のところ、前回つくった資料がないということで、実は地元説明をするにも持っていきようがない。手ぶらで行って話をするというわけにもいきませんので、その説明に使う資料等もあわせて今整理をしているという状況でございまして、それができ次第地元のほうにまたおじやまいたしまして、前回同様お話し合いをさせていただけたいというふうに考えているところでございます。

それから、路線の基本的な整備方針でございますけれども、現在5メートルほどの道路がございますので、基本は今の線系を踏襲をしたいなというふうに考えておりますが、構造令上どうしてもショートカットとかそういうところが出てくるというふうに考えておりますが、前回お示しした案と大きくは変わらないものというふうに考えております。

それから、採択の可能性というお話でございますけれども、交付金につきましては22年から26年まで5カ年度の計画で進んできておりまして、27年度から次期5カ年計画というのを多分提出するようになると思います。その中で登載をしたいというふうに考えております。採択については、多分ハードル的には高いものがあるというふうに考えておりますが、町といたしましてもできる限りの努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 道路は、課長説明したとおりで了解しました。ただ、一応ご存じのとおり小森の橋から入ったところにすぐ左、八幡川沿いの何度も言っている欠損箇所といいますか、法面の崩れた場所があります。住民の方々から何度も私もお電話とか、あるいは行き会った折に言われておりますので。どうですかね、あの辺もうちょっと何か工夫して、危険のないようなふうにしていただければと思いますが、そういったことでよろしいと思います。

それで、次はちょっともう1つわからない点あるんでお聞きしたいんですが、弥惣崎ですね、実は南三陸町分のほかに登米市とつながっているということはご存じのとおりだと思いますが、なかなか町管理として大変だと思うんですが、我々素人から考えて南三陸町だけの予算でやるということも大変だと思うんで、いろいろな案といいますか我々素人ですから全然かみ合っていない話もあるんですが、どうですかね、県道に昇格するというようなお話を住民の方から言われたりするんですが、その辺の考え方というのはどうなんでしょうね。そこまでいくプロセスというのがあったら、教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 県道昇格ということですが、私も詳しく存じてございませんが、いろいろなクリアしなければならない条件というのがあるというふうに思います。

あと今の弥惣崎なんですが、例えばB Y Cを使うことは多分ない、あるのかな。要するに費用対便益といいますか、そういうことも大分整備するのに加味される部分がございまして、当然当時鱒渕小学校のほうに皆さんが避難をしていた時期がございます。その折には、弥惣崎も利用したほうがかえって近いと。当然そうですね、ぐるっと回るよりもずっと近かった

ので、そちらのほうのというお話もございましたが、今鱒渕が当然撤収もちろんしましたので、その利用度がどれくらいあるのかということについては、非常にこれ検証しなければいけない問題かなというふうに思ってございます。

なお、詳しくはあと建設課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 県道へのプロセスということでございますけれども、ちょっと昔の話をさせていただきたいと思います。合併前の話でございます。ちょうど歌津から入谷へ通じます坂の員線がございます。あの整備につきましては、当時の歌津町も大変苦慮しておりまして、そこで議会のほうでもいろいろ議論をいたいたいた結果、1つの案として町向入谷線という県道にしようじゃないかという話が持ち上がりました。それで議会のほうの意見も統一されまして、県のほうに要望したことがございます。それで県のほうの回答でございますが、「改良を目的とした県道昇格はあり得ない。県道にもしするんであれば、最低限の整備をしてからそういう要望をしていただきたい」という回答でございました。私の記憶が間違ひなければ、そういう回答だと思っております。

多分、今回弥惣峠を県道という要望をしても、多分同じ答えになってくるんじゃないかなと。道路として最低限の整備をして、舗装するとか待避所をつくるとかそういう最低限の、まあ最低限はどこに下限があるかちょっと私にもよくわかりませんけれども、そういう整備をした後でないと多分県は引き受けないというふうに考えられます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私も、その話は以前ちょっと耳にしたことがあります。課長のお話のとおりだと思います。しかし、この弥惣峠とそれから梨の木線については、以前同僚議員がいろいろご質問した折、交付金制度を導入して整備するといったような回答もされているやに聞いております。その辺はどうですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一番最初に申し上げたとおり、道路にはそれぞれ性格といいますか位置づけが多分必要だと思っております。全てを2車線、当然これはあり得ないと思いますし、ある一定の道路の置かれている性格といいますか利用状況を踏まえながら、改良方針等は決定するべきだというふうに考えております。先ほど、短期・中期・長期と申し上げました。今近々に整備をしなきゃないということであれば、短期的にできることは何かと言われるんだったらば、多分待避所の整備をすることが第一だというふうに考えておりまして、そ

れで当面の交通を賄うという状況だと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 確かめていただきまして、ありがとうございます。何線か入谷地区に今回特化したといいますかお話ししましたが、我々としては3年目にたつこの震災のとき、各地域に避難道として利用した、そういった町道あるいは林道のやっぱり整備というのは、一定期間過ぎても、やっぱり一定期間もとにやるべき、あるいは現地を確認して整備すべきだなと思ったこともあります。そして、さらに生活道路として日ごろ地域では利用している部分もありますので、課長お話ししたように避難場所とかそういった軽微な、軽微といいますかそういった手入れあるいは整備をお願いできればと思います。そしてゆくゆく、やはり難問ではございますが、先ほど私がお話ししましたように正規の整備といいますか、そういうことをお願いできればなと思います。

そういうことで、この道路に関してのお話を終わらせていただきます。

次に、震災復旧工事に農畜連携の対策はです。要旨は、復旧農地が基盤整備中でございますが、新規栽培には土づくりが重要でございます。畜産農家の完熟堆肥施用実施ですね、安全で安心な農作物とローコストの農業振興につながる指導体制が必要ではないかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 山内議員の2回目のご質問でございますが、震災復旧工事に農畜連携策はということについてお答えをさせていただきますが、東日本大震災による津波によりまして被害を受けた農地の復旧面積は、再三お話しをいたしておりますが約225ヘクタールであります。うち、被害程度が軽微で自力復旧が可能な農地、防集事業等による残土の借り置き場として利用している以外の農地につきましては、所有者の今後の意向を確認した上で復旧工事を進めている状況でございます。さらに、平成25年春から約12ヘクタールが復旧完了し、耕作を開始しておりますし、さらに平成26年春から耕作可能な農地面積としましては約93ヘクタールとなります。また、生産コスト削減・将来的な農地集積等を目指し、町内6地区において復興交付金を活用した圃場整備事業を導入してございます。実施面積は約120ヘクタールで、平成27年春からの耕作が約102ヘクタール、平成28年春からの耕作が約18ヘクタールとなってございます。

地盤沈下によりまして海水等の影響を受ける農地につきましては、客土によるかさ上げを行い、排水不良等を解消する工事を実施しております。客土材につきましては、肥料成分がほ

とんど期待できないものであるため、町内の畜産農家から堆肥を施肥するとともに、農業改良普及センターの指導のもと客土材ごとに分析を行い、必要な成分等を追加散布をいたしております。農地の肥料としましては、以前から畜産農家の堆肥が利用されていたところであり、今後とも環境保全型の農作物栽培の一つの要素として推奨してまいりたいと考えているところであります。また、環境保全型農業及び低コスト化農業を推進する上で、今後バイオマス産業都市構想によるバイオガス事業が具体化したときに発生する液肥につきましても、積極的に農地に利用していただき、震災復興計画にも掲げております自然と共生するまちづくりに基づく農作物のブランド化を進めてまいりたいと考えております。

ご指摘のとおり、土づくりは一朝一夕ではできないため、今後とも農業改良普及センター等の県関係機関や農協等と連携をし、関係農家に対する継続的な政策支援が必要だというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ありがとうございます。

ただいまご答弁いただきましたが、ちょっと大きくなますが、全国の就農人口というのは260万人いるそうです。耕作放棄地が44万ヘクタールということの農業のデータがありまして、安倍総理は「瑞穂の国」ということで称賛をしているようですが、現状では近年の農村を取り巻く環境というのは大変厳しく「猫の目農政」とも言われるように大変年々変化しております。40年続いた減反対策あるいは生産調整ですか、そういったことも平成30年までは終了するということでおわかりだと思います。また戸別補償制度も見直され、半額助成となります。さらに、主食米から家畜の飼料米への転換を促すような制度、なかなかこれは農家にとっては抵抗のある方もおられますが、そういったことでTPP交渉問題ではなかなか聖域5品目が守られるかどうか、いまだに決定しておりません。そういった中で、6次産業化や東電の原発事故ですか、そういった問題もまだ見通しが立たない中で、安全性だけを求めるような農業経営転換の誘導が見られております。

そこで、昔から農業の有機肥料のこの堆肥が現代の化成肥料といわれる購入の肥料から見直されて、その栽培でともかく作物は安全・安心で味も大変よくなるといったことで、無農薬や低農薬であればなおさらのこと、今見直されております。被災農地には土づくり、土壤改良としても堆肥施用が有効であり、本町の肥育農家、酪農農家、あるいは繁殖牛農家といろいろございますが、そういった畜産農家で大量に抱えているところもあるようでございます。先ほど答弁では、町として前から利用しているというお話をいただきましたが、しかし今は廐

肥といいます牛の堆肥といいますか、それを発酵処理をして完熟堆肥ということで全く市販されているものと成分的には同等といわれるようでございます。購入するときは、袋詰めでないのばら売りということで低価格で地元還元しているような感じでございます。そういった中で、農業委員会や町当局、あるいはJAとの活用策の検討といいますか、PRを含めたそういう施用の仕方、あるいは循環型の耕畜連携の農業振興に持続可能な農業経営をさせるために、そういう指導といったものが必要だと思いますが、その辺の農業振興としてどのようにお考えですか。その辺、お尋ねします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の山内昇一議員の一般質問において、担当課ともいろいろ話したんですが、基本的に今回大変な被害を受けたわけでございまして、そこから土づくりをするということについては大変なご苦労があるなというふうなお話をございました。多分間違いないといたしますが、5年くらいしっかりとしたものにするためにはかかるだろうというふうなこともお話ししております、そういう部分について大変ご苦労もあろうかというふうに思いますが、町としてもその辺の支援等も含めまして考えていかなければいけないというふうに認識をしてございます。

なお、ほかの部分については担当のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 議員の質問にあります被災した農地への堆肥の利用計画でございますけれども、ご存じのとおり県営事業で今農地復旧事業をやってございます。今年度、平成25年度事業としては原型復旧事業ですので、ご質問にあります圃場整備事業の部分につきましては、26年度にハードの部分を整備する計画になってございます。原型復旧農地はもとより、圃場を整備する農地につきましても町のほうから県に要望いたしまして、地元の畜産農家の堆肥をふんだんに使っていただきたい、十分な施肥のもとに土づくりを、その効果を上げていただきたいということでお願いをしているところでございます。農業委員会としても同様なんですが、町内の畜産農家にとって堆肥を利用する事が営農計画・経営上も非常に助かる事でもありますので、一石二鳥と申しますか、土づくりの面とそれから畜産農家の営農支援の面と、双方兼ね合わせて堆肥の利用を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ありがとうございます。

畜産農家のほうからいいますと、畜産農家は現在ご存じのとおり原発の関係でいわゆる汚染稻わらから牧草といったものの処分が決まらないまま、自宅保管したりしているわけです。そういった中で、堆肥というのは昔は野ざらしといいますか野積みといいますか、そういうことで処理できたんですが、今は産業廃棄物といった中で法律的にも処理を完全にきちんとさせられている中で、畜産農家の方は今全て堆肥は大型機械で堆肥の処理をするという形で、先ほどもお話ししましたように市販されているものと同一の機械で処理をしています。ただ成分的には、もちろんN P Oのいわゆる成分について、検査している方もいるしばらくだとは思いますが、ほとんど遜色のないものだと思います。

そういった中で、堆肥の施用をやっぱり労力的にもあるいは内容的にもわからないと言つたら失礼ですけれども、面倒くさがって使わない方もおるわけで、そういった中ではなかなか畜産農家の堆肥が進まないと処理に困るといいますか、そういった方もいるやに聞いております。それで循環型農業といいますか、これからはやはり自然に優しい堆肥を使っての土づくり、そういったものがもう少し町として農協と連携して、指導あるいはP Rすべきかなと思います。

26年度に県営の事業がハード整備だとお話ししましたが、そういったことでは特に粗土はやはり肥料気がないわけですね。そこに作物を植えても収穫はほとんど、よい収穫は得られないと思います。それは、私からあえて言うまでもないんですが。

それで、やはり土づくりには何年もかかりますが、大量の堆肥投入がよいとされますが、5トンとか10トンとかっていう話もありますが、はっきりした数字は私も実験したわけでないんでわかりませんが、飼料によりますと相当の量を入れなければだめだということで言われております。ただ入れればいいわけではないで、その辺の基準となるものも町として農家のほうにお知らせできれば、かなり参考になるのかなと。そういったことで、今後やっぱりこういったものをもう少し話の場を持っていってお願いしたいと思いますし、その点について畜産農家とかそれから農協さんとお話し合いというものは今後どう考えておりますか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 堆肥の量なんですが、宮城の稻作指導指針というのがございまして、目安として100足す115センチメートルで、1反歩あたり600キログラムということになっているんですが、実はこれは圧倒的に少ないと言われてございます。1反歩あたりやっぱり10トンくらいを入れる必要があるんでないかと、そういうのを継続していかないとなかなか土とし

てしっかりととしていかないというふうなお話も聞いてございますが、いずれ指針としてはそういうことになってございます。いずれ、堆肥を運んだり何なりという問題も大変労力も含め、それからお金の問題も含めて大変農家のご負担になっている部分もございます。その辺も含めて、連携をしながらいろいろ考えていきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ありがとうございます。

私の方といいますか、トンとかキログラムとかそういう単位でお話ししましたが、実は堆肥というのは目方は知らないでいわゆるバケットといいますか、そういったもので大体1立方メートル2,000円とか3,000円くらい、2,500円くらいでばらの場合は販売しているかと思います。そういったことで、なかなか量目の換算の仕方、そういったこともなかなか細かい話わからないというかですので、そういったことも細かく今後話し合いの場で、そういったものを持ってもらえばいいと思います。

特に、これから農業は環境に負荷をかけないといった、そういった農業が言われております。さらに、やっぱり土づくりがうまくいかないと、園芸ハウスでも菊栽培の方もお話ししていましたが、やっぱりいい花にならない。あるいは米でもあるいは野菜でも、実りの多いものにならなければ要するに赤字になると、簡単に言えばね。そういったことですので、せっかく就労あるいは就農ですか、あるいは農業についても採算が合わなければしほんてしまうような形のものですから、その辺基礎となる部分を今後ともパンフとかあるいは資料、表みたいなものをつくってお知らせしながら、持続可能な農業経営につながるような施策といいますか指導といいますか、そういったことを最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今おっしゃったように自然循環型、あるいは環境保全型農業ということが、ある意味他地域との差別化を図るということになると思いますので、そういったことを念頭に置きながらこれからの農業振興に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、いずれ議員のほうからもいろいろさまざまな形の中でご指導いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で山内昇一君の一般質問を終わります。

次に、通告7番佐藤正明君。質問件名、1、地籍図の座標地について。2、建設工事の建設資材高騰について。以上2件について、一問一答方式による佐藤正明君の登壇、発言を許します。佐藤正明君。

〔2番 佐藤正明君 登壇〕

○2番（佐藤正明君） 2番佐藤です。議長より許可を得ましたので、大分緊張しておりますが一般質問に臨みます。

間もなく大震災から3年目を迎えようとしています。その間、復旧・復興のためいろいろな問題が重なっております。その中で、ただいま1件目の質問とする地籍図の座標値について伺いたいと思います。

昭和50年代から平成初期にかけ、南三陸町の国土調査で地籍の境界線・境界点が決定され、お互い安心していましたが、震災で基準点の流出、あるいは移動、沈下等につき、境界点・座標値の再設定の考えはないか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 非常に大変専門的な分野のご質問でございまして、地籍図の座標値についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご承知のとおり、国土調査法に基づく国土調査の1つとして地籍調査の実施が全国的に推進をされ、当町では合併前の両町において昭和52年度から平成7年度にかけて一部の地域を除いた調査を実施し、事業を完了いたしてございます。地籍調査を実施後の成果は法務局に送付され、従前の登記簿の記載の修正と地図の更新がなされております。地籍調査の実施により、土地所有者については土地の権利の明確化・境界紛争の防止等につながるとともに、行政サイドにとりましても公有財産の管理の適正化・公共事業の円滑化・課税の適正化等が図られているものであります。

さて議員ご指摘の境界点の座標値については、地籍調査の成果の一部として町において保管し、測量業者等から境界確認のための資料として必要な場合に申請を受け、データを交付をいたしておりますが、ご指摘のように震災により地籍調査の成果については境界復元のための基準点の座標データも含め全て流出したことから、現在は交付ができない状態になっております。しかしながら、震災後においては復旧・復興のための公共事業のみならず、個人による土地の分筆登記申請等のための境界確認の件数が増加しております、それに伴う測量業務の実施に当たって当町からは地籍調査成果の交付ができないことから、測量業者等において法務局備えつけの地図より境界点座標を読み取り、国や地方公共団体等で設置している公共基準点等をもとに境界点の確認、復元作業をやっている現状であります。

このような状況の中、今後もますます公共事業等に係る測量業務の増加が見込まれることから、町としても何らかの方策を講じる必要があります。その1つとして、地籍調査の再実施

という方法も想定されるわけでありますが、事業実施には多額の経費と時間が必要となり、再実施の要件に該当するとして国による事業採択と財政措置が受けられるか、また一方で事業実施に当たっては相当の人員の配置が必要となる等の問題が出てくるものであります、今後国及び県と協議をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 今後の動きになるかと思いますが、今現在それを必要としている方、大分おられます。農地転用において、震災前は27件ほどであったんですが、震災後3年間のうち460件ほど農地転用等でその辺の座標値の絡みの関係で必要性を要しておりました。震災から比べますと、17倍ほどの必要性があったと。それも、やはり座標値がない関係上、再度測量にかかるなきやなかつたと。それも、その測量につきましてはGPS、衛星を使って基準点を設けて測量をして成果をつくって法務局に持っていくんですが、なかなか誤差が出ておりまして、それが法務局では受け取られかたと。そういう形で2回、3回ほど伺って、やつと承認を受けると、そのような形でおりました。

ですから、被災したあぐくに測量費にまたかさむと、そのような形が加わっているような感じでございます。ですから、何らかの形でそれを早期に解決していただきたいと、そういう何かを考えているか、その辺のやつをひとつお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ただいま町長答弁申し上げましたけれども、抜本的な解決策となりますとやはりこれは国土調査の再実施、これしか方法が今のところございません。ただ、国土調査の進捗率というのは全国的には50%なんですけれども、宮城県にいたしますと88%なんで、もう90%一応終了しているということで、当町もその例の一つでございます。

ただ問題は、今度再実施となりますと、採択も含めてなんですが、当然エリアをどうしていくのかという問題をまず検討しなければいけませんし、当時紛争もなく境界が決定されたところも、改めて再実施した際に今度新たな火種の問題となると、そういったことも懸念されることもございますので、簡単に事業実施に向けて踏み切るというのもなかなか難しいのではないかというふうに考えてございます。

したがいまして、そういったところを全体的にちょっと検討しながら、本当に必要な部分だけでいいのか、それとも改めて全町実施しなければいけないのかも含めて、総合的に検討すべき問題であるというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 基本は改めて国土調査をお願いする形が望ましいと思いますが、今復旧途中でございますので、私考えているのは今三陸道で国土地理院等が測量をかけております。その基準点を利用して、公図から読み取ってある程度座標値を出せる形も一つかなと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 方法としては、確かにそれで測量は可能だと思いますけれども、それが公共の座標として認知されるかどうかというのは、また別な問題だというふうに思いますので、そこら辺は今現在町では公の形では提供できないという形で、法務局等で利用している形になろうかと思いますので、そこら辺もちょっとあわせて検討はしなければいけないんですけれども、ちょっと現状では直接町のほうで公の形というのは難しいのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） やはりそうなりますと、後々まで延びていくというような形になろうかと思います。実際、これは本当に重要な問題だと思います。私たちの子・孫、その辺までずっと続していくような座標点・座標値になろうかと思います。今トラブルもなくというような町長の答弁ございましたが、やはりこれが問題でいろいろ境界争いが出てくる可能性があるんでないかと。世界で、ご存じのとおり尖閣とか竹島、その辺国等で争いもやはり領域争いが問題になっているんでないかなと。その関係で、早めに簡易的な形ですけれども法務局に届けて、許可を得られるような数値ですかその辺を望みますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 検討努力はさせていただきますけれども、何とも現状の制度は難しい点もございますので、その辺はちょっとご了解いただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろご指摘いただきまして、確かにそのとおりだというふうに思いますが、しかしながら現時点として抜本的に解決をするという方策が、実はなかなか難しいんです。法務局の見解では、これは「南三陸町は既に終わっているから、必要ない」というのが法務局の見解でございます。それから、前回昭和52年からやった際にこの事業費、両町合わせて約6億円かかってございます。当然、今はもっとかかります。それからあわせてもっと問題なのは、担当部署に相当数の人員を配置をしないと、この事業はなかなかできないという現実がございます。

ご案内のとおり、今90数名の方々を全国から復興事業で配置をいただいているときに、相当数の人員をそちらのほうに配置するというのは、現実的に不可能だと私は思っておりまして、そういった方々たくさんご苦労なさっているというのは十二分に承知はしておるんですが、いろいろお話を聞きをいたしております。ですが、当町として果たして取り組むことが可能なのかということになりますと、今申し上げたようにクリアすべきハードルというのが非常に2つも3つも4つもあるという状況でございますので、大変難しいなというのが実は我々の率直な感想なんです。

いろいろ、佐藤正明議員も現場で、あるいは農業委員会のほうでさまざまな事例をお聞きして、そこの中で今回のご質問に至ったという経緯は十二分に認識をしておりますが、町としての事情といいますか考え方というか、そういうさまざまな問題を抱えているということをご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 経費とか労力的な面は理解いたしますが、実際転用その他にはぜひ必要になってくると。あと今後財産管理、町でも恐らく管理関係では非常にこの座標値がないと大変だと思います。ですから、私は実際は現況測量をしなくとも、国土調査でやっておりました公図をもとに、今それをもとにして測量士たちは成果をつくって登記している形でございます。ですから、その公図を読み取る形でやっていただくのも一つでないかなと。そういう形で、今まで農地を転用して宅地にやっている方たちは登記をしている形でございます。制度が多少大きくならないと思いますが、そういう点の考えもあるんでないかなと思います。この件について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今役所のほうでも、逆に法務局に提供している地図データをG I Sソフトのほうに逆に読み込んで、同様の形では使ってございますけれども、いずれ公共事業の進行に当たってもきちんとした座標値をそれで復元されているわけではございませんので、改めて測量事業者にお願いしながら事業ごとに測量して行っているという状況でございます。

町長繰り返しの答弁でも申し上げておりますけれども、抜本解決に至ることはなかなか難しいということでございますので、どうしてもそこら辺は個々人にご負担をかけることになりますけれども、当座しのぎのような状況で測量しながら対応していただくしかないのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○ 2番（佐藤正明君） 確かに個人的に測量かけて、そういう成果をつくっていけばいいんですけれども、どんどん合わなくなつて最後にはどこかにしづ寄せがくると、そういう運びも考えられると思います。そこで、今私言ったのは法務局にある公図をもとにどこかのコンサルとか測量会社に頼んで、座標値を決めていただくと。そういうのをもとにして、あと境界関係を決めていったほうがいいんでないかなと、そういう考えはございませんか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） データとして町では完全に流出してございますので、図面上から逆に読み込んだ部分が公の座標として認められるかどうかというのは、今現在の状況では非常に難しいというふうに考えてございますので、その辺はご了解いただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○ 2番（佐藤正明君） 確かにそうだと思いますけれども、先ほど私三陸道の基準点ってお話ししましたね。その三陸道の基準点につきましては、登米から気仙沼までずっと基準点を国土地理院が設置しております。それを、基準点を基準にして、当然基準点ですから基準にするんですが、それを出して残っている地点の杭等から2、3点はかってやれば、その座標値が出てくるんですけども、その座標値を出せばあとは公図等で読み取りは可能だというふうなお話は出ておりますので、それをやっていただければそんなに経費もかからず、町民の皆さん安心して財産管理できるんでないかなと、そのように思いますが。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 用地課ということで、境界について常時関心を持ちながら業務に当たっているところでありますが、ただいまのお話で多分国土調査のうちの1つが地籍調査ということで、図根三角点という三角点から与点として図根三角をやって、それから多角点ということで多角点からまた細部測量して細部図根点という形に大きくトラバーというものをくみ上げて網をつくり上げるというふうなことだと思います。そして厳密網をかけて面積の平均化を図っていくというふうな形の手法だと思うんですけども、現在地殻変動等もありまして、その辺もパラメーターという形で国土地理院のほうではある程度補正をしながら座標値を設置しているというふうなことなわけなんですが、その測量する点をある程度しっかりしたほうがよろしいんではなかろうかというようなお話かと私はちょっと伺つたんですけども、それは隨時やっぱり測量業者さんとか、やはり公差というものがひとつございますので、その中の座標値の部分につきましてはやっぱり慎重に取り扱わなければならな

いなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 確かにそうですけれども、やはり測量さんかけて法務局に届けてある座標値、そして今度につきましては今復興用地課長さんから出たんですが、南三陸町でも高台分譲するのには測量やらなきやないと。そういう基準点さえあれば、一応やれると私は思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほど来申し上げておりますけれども、法務局なりのデータを利活用して、それをきちんとした公の公図として認められるかどうか、当初の見解ではそれは難しいという形で法務局からもお答えをいただいてございますけれども、なお現状を相談しながら将来的にも難しいのかどうか、これを改めて確認だけはさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それではその辺の確認をして、できるだけそういう方向づけでお願いしたいと思います。

それでは、1件目について質問が終わりましたので、2件目に入らせていただきます。

2件目、建設工事の建設資材高騰についてですが、災害復興工事の防集高台移転事業28カ所についてはもう既に発注され、そして今年度中には6カ所ほど完成になるというふうなご報告と、復旧工事、漁港の船揚場あるいは荷揚場、それについても町管理の分の発注工事が1月中旬で既に終わっていると。そういう中から、発注契約締結までとなって、被災された町民の皆さんには早期完成を望み、喜んでいるものと思いますが、建設工事で建設資材等の高騰について発注者としての考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目になりますが、建設工事の建築資材高騰についてお答えをさせていただきます。

当町の漁港災害復旧工事につきましては、海岸防潮堤を除きましてほとんどの工事が債務負担の工事として平成28年2月末までの工期で発注済みとなりまして、早期完成を目指しているところであります。

初めに、これまでの建設資材の高騰への対応でありますと、平成20年9月に工事請負契約書約款の第25条第5項、いわゆる単品スライド条項でありますと、この運用規定が定められ、

鋼材・燃料の価格変動に係る工事請負代金が1%を超えた場合、適用できるとなっておりましたが、平成25年度におきましてコンクリート類が追加をされております。また、東日本大震災において特に被災の大きい3県における賃金等の急激な価格変動といった特殊な状況に対処するため、公共工事に関して工事請負契約書約款の第25条第6項、いわゆるインフレスライド事項ですが、この運用規定について平成24年2月に国・県より運用通知がありました。当町としても、その対応について思慮しておりましたが、平成23年度、平成24年度工事につきましてはいずれもその適用はございませんでした。しかし、宮城県においてはこれまで単品スライド条項による対応が14件、インフレスライド条項による対応が82件となっておりまして、今後においてますます増加するものと思われます。

当町においても、現在発注済みの工事の施工期間が2年と設定していることから、労働者や賃金や建設資材の高騰が懸念されるため、国県に準じ工事請負契約書約款の第25条、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更について適正な措置を図りたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 私が質問している内容につきまして了解いたしましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で佐藤正明君の一般質問を終わります。

次に、通告8番小野寺久幸君。質問件名、過疎化による課題と対応策について。以上1件について小野寺久幸君の登壇、発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。議長の許可を得たので、質問を行いたいと思います。

1件だけ、過疎化による住民生活の課題と対応策について町長にお伺いしたいと思います。次の数字は、3月1日付の河北新報の記事によるものなんですが、以前から進んでいた過疎化が東日本大震災の影響で人口流出に拍車がかかっているということです。この中で、国立社会保障人口問題研究所が2010年の国勢調査の結果をもとに行った推計では、仙台市を除く宮城県沿岸部14市町の人口が2015年62万6,900人、2010年に比べるとマイナス5.4%、これは県全体のマイナス1.8%に比べても低くなっています。それから、25年にはマイナス10.7%、2040年にはマイナス23.3%と推定されています。過疎化が明らかな状況になっています。

同じ予測では、南三陸町では2010年が1万7,429人で、2015年1万5,436人で、マイナス11.4%。2025年1万3,413人で、マイナス23%。2040年になりますと1万387人、マイナス40.4%と予測されています。この議会でも何度も取り上げられてはいますが、過疎化は産業における後継者不足、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、通院・買い物などの外出手段、防災

対応など地域における相互の扶助機能の低下など、さまざまな問題が起きています。

昨年12月の定例議会における町長の所信表明では、住宅再建と地域基幹産業である漁業の復興が大事ということです。農林業などの一次産業、加工・販売・観光などの二次産業の再構築も同時に考えていかなければならないことは、言うまでもありません。また、医療・保健・福祉を最優先に取り組むべきものとしています。人口減は、結果的に少子高齢化にも進むことになることが予想されます。過疎化・高齢化をとめることはなかなか難しいこととは思います。大事なことは、過疎化・高齢化が進んでも「住んでよかった」と思える地域づくりだと思います。

過疎の原因の一つには、老後の生活への不安があると言われます。老後の不安解消は、過疎をとめる大事な要素だと思います。人生の中で、人によっては3回も大きな津波の被害に遭い、戦争という最悪の人災に翻弄され、今まで温暖化によると思われる異常気象や原発による不安の中で生きている私たちの先輩が、「長く生き過ぎた」と嘆くことのないようにすることが政治の責任だと思います。これらの状況についてどのようにお感じになるでしょうか。南三陸町における過疎化の現状と今後の見通し、課題への対応策を伺い、壇上からの質問を終わりります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員のご質問、過疎化による課題と対応策についてお答えをさせていただきます。ちょっと若干長いんで、ご容赦をいただきたいと思います。

1点目、過疎化の現状と課題についてでありますが、人口が減っていくという現象については、本町を含め地方の市町村におきましては共通の課題と傾向であります。いずれの自治体におきましてもその対応に苦慮しているところでございます。本町の現状を申し上げますと、南三陸町が誕生いたしました平成17年時点における国勢調査人口は1万8,645人でありました。その5年後に行われました平成22年の国勢調査におきましては1万7,429人となり、一定傾向の過疎化が進行してまいりました。

しかしながら、この傾向が東日本大震災により大きく変化をいたしました。多数の町民が犠牲となつたほか、やむを得ず町を離れた方もいらっしゃいました。その結果、平成23年3月の住民基本台帳におきましては人口が1万7,064人となり、本年1月末時点での住民基本台帳におきましては1万4,643人となつたところであります。また、町外に仮設住宅を設置していることもあり、現状における本町の実質的な人口について把握の必要があると考えまして、昨年12月を期しまして行政区長さんや行政連絡員さんの協力によりまして簡易な住民数の調

査を行いましたところ、その結果本町の実質的な町内在住者は約1万2,403人と推計されるとの結果がまとまりました。

過疎につきましては、冒頭にも述べましたとおり大きな問題であり、住民生活や行政活動に多大な影響を及ぼすものと思うものであります。生産力の低下、各種事業所が経営が成り立たなくなるといった、いわゆる町の活力が失われていくといったものもありますし、行政運営の根幹をなす税収や地方交付税が減ってしまうといったこともあります。町といたしましては、当面住まいの確保や働く場の確保に全力を傾注し加速化させるとともに、定住化に向けたソフト的な政策を打ち出すことにより町外で生活をされている方々の帰還を促し、過疎の進行に関してできる限り歯止めをかけたいと考えております。

次にご質問の2点目、過疎化に対する対応策についてお話をさせていただきますが、まず通院や買い物などの外出支援策についてであります。議員ご指摘のとおり震災で壊滅的な被害を受けた町にとりまして、過疎化により生ずるさまざまなひずみは住民生活に直結する大きな問題であると同時に、各種復興事業とあわせて対応策を検討しなければならない重要な課題であると認識をしている次第であります。

とりわけ、住民皆様の安心・安全と快適な日常生活を支えるためには、医療や買い物等の身近なサービスを誰でも気軽に享受できる外出支援環境を整備していく必要があると考えております。現在のところ、町の復興と住民皆様の暮らしを支える支援対策といたしまして、災害臨時バスの無料運行を展開をしておりまして、気仙沼線BRTの運行と歩調を合わせながら通院・通学・買い物の足として一定の役割を担っておりますが、今後の対策につきましては本年1月から企画課において学識経験者や運行事業者との研究会を立ち上げ、将来にわたり持続可能な安全で質の高い公共生活交通サービスの提供を目指して検討を実施しているところであります。町としましては、これまで同様乗降客数や利用者からの要望を正確に把握しながら、必要に応じてダイヤ改正を繰り返し行い、今後本格化する防災集団移転等住民の新しい集落形成を見据えるとともに、地域に密着した生活交通としてタクシー事業者や気仙沼線BRTとの共存を図り、交通弱者に寄り添った事業展開を図ってまいります。

次に、後継者不足対策についてであります。一次産業の発展なくして当町の活性化は図れないため、行政として復興を遂げる南三陸の新しい農林水産業、さらには商業観光のあり方についても精査をしていく必要があります。一次産業については、自然に大きく左右されるなど産業として内在する独自の課題がありますが、基本的には食べていいける産業を目指す必要があり、農林水産物の安定的な生産には意欲的な生産者がみずから活発な生産活動を展開

するとともに、地産地消やブランド化などさまざまな手法を取り入れながら生産の活性化を図っていくのを、行政あるいは関係団体が連携しながら下支えをしていくことが大切だと考えております。

いずれにしましても、過疎化に対する対応策という点については、農業は震災からの復旧を進めている農業基盤整備による意欲ある農業者の育成、漁業については漁業技術等スキルアップや消費者目線に立った生産・経営改善を行う必要があり、商業者については市街地形成における今後の土地利用計画の推進・進捗を踏まえた事業展開等、まちづくりの展開に左右される面もあるため、行政としては今後も魅力あるまちづくりを推進し、後継者不足解消に向けた施策を推進していく必要があると考えております。

次に森林の荒廃、耕作放棄地対策についてであります。森林は里海の生産活動に対して豊富な栄養素を提供する機能を持ったかけがえのない財産であるため、その環境を保全することは非常に大事なことであります。しかしながら、昨今は森林の育成作業に従事する方の減少に伴い、環境の悪化が懸念される状況となっていることから、その育成が急務となっております。森林作業者の育成事業としましては、林野庁による緑の新規就業総合支援事業を活用し、南三陸森林組合においても平成15年度から現在まで13人が技能習得をしております。また、林業・木材製造業労働災害防止協会主催による各種技能取得に係る講習会等も実施をされております。今後とも森林環境の保全のため、森林作業従事者の育成に努めるとともに、国の補助金等の活用が可能になるよう森林経営計画の作成に対する支援等を実施してまいりたいと考えております。

耕作放棄地対策につきましては、今まで各種補助金等を活用し、仮設住宅居住の方たちを対象とした生産活動及び遊休化した土地を再耕作することにより草地などとして再生するなど、耕作放棄地の解消に努めてきておるところであります。特に復興後の農地利用については、耕作放棄地化させることのないように、地域の話し合いにより計画的に営農再開されるよう努めております。今後も、農地の維持管理に係る多面的機能を、支払事業及び新規就農者に対する青年就農給付金事業等の各種制度を活用しながら、耕作放棄地の解消・拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域防災組織支援についてであります。地域防災組織に当たる自主防災組織の活動に対しましては、昨年度から各自主防災組織における防災資機材の購入費用についての補助を実施し、態勢の整備拡充をお願いしているところであります。昨年度においては、約370世帯により構成の7つの自主防災組織に対し、約250万円の補助を行ったところであり、今年度

においても現時点で7つの組織に対し約320万円の補助を行っているところであります。これら補助の相手方につきましては、これまでの行政区単位による自主防災組織に加え、仮設住宅団地において編成された自主防災組織も含み、東日本大震災以後において自主防災組織の再構築あるいは新たな構築が逐次図られているものと考えております。

ご質問であります過疎化との関係につきましては、今後高台移転等も進む中における地域コミュニティの再構築等も見据えた上で、自助・共助のあり方とあわせ検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この過疎に関しては、午前中もいろいろお話もありましたけれども、その中で今町長からもお話ありましたが、農業、漁業、中小、特に個人経営の商店などは以前から後継者不足が言われていたんですけども、やはりこの震災を期に後継者がいないということで廃業を余儀なくされた事業者も多いと聞きます。農業に関しては、農産物の貿易自由化や関税の引き下げなど以前から後継者不足が言われ、日本の食糧自給率は生産額ベースで68%ですが、カロリーベースだと39%しかありません。最近ようやく森林の大切さが認識され、森林の保全・活用の動きが見えてきましたが、長い林業不振で経験者の不足と、やはりここでも後継者問題があります。先ほどもいろいろありましたけれども、一次産業における後継者問題についてのさらに具体的なお話があれば、伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来から後継者不足ということについては、一次産業、言われておりました。ただ、私よく言うんですが、漁業の漁協青年部の皆さん数というのは、県内の各漁協の中でも大変数多うございまして、一概にすべからく一次産業の後継者がいないということではございません。問題は、一次産業で生活をなさっていくということについては、そこで生活ができるという大前提が必要だと思います。そういう意味で、漁業で後継者の方々が大変多いということが、そこにつながっていると思います。

ただ問題は、林業とかあるいは農業の中で、自分たちだけで農業あるいは林業で生活をできる、そういう環境がなかなか整っていないという部分が、後継者がなかなか育ってこないという、そこに根本的な問題があるんだろうというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） やはりなかなか農業で、それから林業だけでは食べていけないというふうな問題があるのは、そのとおりです。

それから、過疎化で今困難になっている問題の1つに、交通機関の問題があります。先ほどもありましたけれども、地域内バスの利便性への要望が多くなっておりますので、以前にもお話をあったかと思うんですけれども、デマンド方式というバスの運行方式があるそうなんですかけれども、その導入は考えられないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、デマンド方式は以前からいろいろ議会でもご議論をいただきまして、その際に私も答弁をさせていただきました。当町のようなちょっとこういう地域ですと、大変デマンド方式になりますと難しい問題もございます。いわゆるデマンド方式というのは、ある意味それぞれの家のほうにそれぞれ車が回って、そこで乗せてくるということですが、例えばこの病院に来るというふうになったときに、寺浜からこちらのほうに来るときに、それぞれどんどんどんどんあちこち回ってくると、一番最初に乗った方は1時間とか2時間とか、そういう時間かかってしまうという問題もございます
ですからデマンド方式である意味成功しているのは、そういう奥行きのない一定ラインの線のある場所というのは、非常にそういう意味ではデマンド方式も成功している例があるんですが、なかなか現実問題としてそういう難しい部分を抱えている。これは、11番議員が今笑っておりますが、11番議員ともこのデマンド方式では随分やり合った経緯がございますが、いずれそういうふうにクリアしなければならない課題というのが、結構これ高いんです。そこが問題だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） デマンド方式にも何か2つのやり方があるそうなんですね。決まつた回っているバスが、何か用事があれば少し迂回をする。それから、電話等で複数の利用者がバスあるいはタクシーに来てもらうという、そんな方法もあるそうなんです。その辺のことはどうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今迂回路というお話をございましたが、基本的にそういうことなんです。どんどんどんどん迂回路がどんどん広がっていっちゃうんですよ。そこをクリアしないと、なかなか当町のような地形の中で導入していくということについては非常に難しいということで、いろいろ前からこういう問題で議論をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） あとエリア型バスというのがあります、電話とかで複数の利用者が

いるところにそこに迎えにいってくると、そんな方法があるそうなんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう方式については、例えば福島のどこかであったと思うんですが、例えば事業者はどなたがやるかということになってまいります。基本的に役場でやるわけにはまいりませんので、たしか福島の商工会か何か、どこかが主体になってそういった方式をやって事業展開をしているという例がございますが、いずれどこか当町でやるにしても、そういうケースについてはどこかの事業者をまずもって探さなければいけないということになります。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

小野寺久幸君の一般質問を続行いたします。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 次に、過疎化した地域で行われている過疎地有償運送というサービスがあるなんですかとも、これは伺ったところではいわゆる過疎地に指定されないと難しいというお話だったんですけれども、これは比較的低料金で通院や買い物などの外出を手助けするサービスなんですかとも、住民からは「そういうものがあったらいいね」という声がありまして、そういうサービスをやりたいという事業所もあるようなんですかとも、その導入は可能でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、事業としてお引き受けをいただけるというところがあれば、可能だというふうに思います。ただ小野寺久幸議員、先ほど来交通の問題でお話しいただいておりますが、基本的に震災前より今のほうがはるかに町民バスを含めて充実した運行状況をやっておりますので、ですから震災前がよくて今が悪いということではなくて、むしろその逆です、今は。震災前より今のほうが、はるかに町民バスの運行というのは充実してきておりますので、そこの中でもオンドマンドとかいろいろな話がございましたら、それはそれとしてお引き受けいたしますが、前提としてそういう状況にあるということだけご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、充実しているというお話をしたけれども、やはりちょっとこの前もお話をしたんですけども、行きたびに言われるものですから、停留所から遠いと。それで、坂道だと。お医者さんから余り歩くなと入れわている、そういう人が「何とかならないのか」というような声がありますので、考えていただけないかなと思うんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 行政サービスを提供する側として、こういうことを言うのは大変申しわけないんですが、町民お一人お一人の全ての都合に行政がそれに応えるということは、残念ながらこれは不可能です。そこだけはひとつご理解をいただきておかないと、何でもかんでもお一人お一人が「この人からこう言わされたから」「この人からこう言わされたから」、全部それを行政でやるというのは、これは率直に言って無理でございますので、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 次に、交通機関の問題としまして、今JR気仙沼線は震災で寸断され、気仙沼から柳津まではBRTと呼ばれるバス輸送に先ほどお話をしたようになっています。バスによる旅行も悪いものではありませんけれども、やはり観光客誘致、それから通院、通学などで、気仙沼や石巻、それから仙台方面に行くには鉄路の復旧が求められています。陸の孤島と言われてきたこの地域に、80年の悲願として開通した気仙沼線の開通を祝ったときのことを覚えているとは思いますけれども。

先日、いつでしたかJRのほうと沿線自治体との話し合いが持たれたと聞きますが、その内容はどのようなもので、鉄路開通の見通しはどうか伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 調整会議のほうは私でなくて担当課が出ていますので、その辺のお話はそちらからさせますが、問題は今回JRのほうから提示になったのは、JRとすれば原型復旧でいくと300億円と、これについてはある意味JRとしても確保はすると。しかしながら、被災した地域を走るわけにいかない。被災しない地域に本線を変えるということになりますと、700億円の費用がかかるということです。その400億円をどうするかということになります。国として、前からお話ししていますように黒字企業には国としての財政支援はしないということになっておりますので、400億円をではどうするんだという話になったときに、町でという、あるいは気仙沼市でという話になった場合には、これは大変難しい問題になってくるだろうというふうに思います。

それからあわせてですが、確かに80年の悲願で気仙沼線が開通をしまして、我々は「鉄路でいずれ陸前戸倉まで」ということで今お願いをしてございますが、実はおととい大島理森さんがお出でになった際に、BRTの視察にもお出でになったんですが、たまたま志津川駅で志津川高校の子供たちと一緒になりまして、大島さん、子供たちに声をかけました。子供に「どっちいいんだ」と言ったら、「やっぱり鉄道ですよね」って話した。その後に、「今利用していてどっち便利だ。前の鉄道とどっち便利だ」と言ったら、「今のバスのほうが便利だ」それは何かといつたら、便数が圧倒的に多いんです。利用している方々にすると、そういう利用する方々にとっての利便性というのは、実は今のBRTのほうが高いというのが、利用している方々のお話なんです。ここは現実の問題として、おととい利用している高校生のほうからお話があったということはお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） お話をされた高校生の方は「バスのほうが、今いい」というお話だったんですけども、やはり多くの方々は「鉄路が欲しいね」というお話ですので、その点についてもう1回お伺いしたいと思いますので。黒字企業には国では補助しないということで、JRでお金があるんであれば、それは線路を移すための費用なんだと思いますけれども、その辺も含めてJRにお願いすることはできないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町としては、お願いしていることは事実です。間違いございません。ただ、問題はJRは民間企業です。そこにはステークホルダーがいます。ステークホルダーというのは、簡単に言えば株主がいます。気仙沼線を開通して700億円を投じて、必ずといいますか、残念ながらここは赤字路線です。700億円かけても、ここは黒字になりません。そういう路線に700億円の金を投資することを、株主が果たして認めるかという、実はそういう現実もございます。ただ、我々はそういうことを言ってもしようがないんで、我々は鉄路で復活していただきたいというのはJR側には要望はさせていただいております。しかしながら、取り巻く環境としてはそういうさまざまなことが絡んでおりますということだけは、お伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） わかりました。

次に、これも再三取り上げておりまして、最近町長からも答弁ありましたんですけども、地域防災組織が弱体化していて、今後存続が困難になることが予想されますけれども、先ほ

いろいろな補助を出していろいろなものを買ってもらっているというようなことだったけれども、具体的にどんなものを買っているのかわかりましたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 購入資機材の内容につきましては担当から説明をさせていただきますが、既に昨年度できた7つの自主防災組織というのは戸倉中学校と折立地区の共同でつくった自主防、それから荒町、西戸、それから横山幼稚園の仮設の方々、それから平磯の東と西の方々、それから桜沢の仮設の方々、それから林際の地域ということで、7つの組織が昨年度において既に自主防災組織を結成をされていると。それから、今年度7つの組織をつくっていただいたというのは水口沢、それから歌津の中、それから桜沢、それから九区、桜葉のところですね、すみませんでした。それから旭ヶ丘と廻館、それから十区ですから天神のほうですね、押館と、それから林地区と、この7つが今年度。あわせて、ですから今現在14の自主防の組織ができ上がっているということになります。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、各自主防で購入している物品等につきましてお話を申し上げたいと思います。

まず行政区単独のみと、それから行政区と混合と、それから仮設というふうなことで、大きく区分できるかと思いますけれども。まず、仮設につきましては後で分散になりますので、個人持ち出し用のグッズであるとかそういった分散してもいいようなものを、準備なさっておるというふうなことです。それから行政区等につきましては、備蓄用の倉庫でありますとかそれから発電機、それから照明等、今回の東日本大震災を経験なされて必要だと思われるような備品等の購入に充てられている場合が結構多うございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ちょっとお話を変えたいと思います。過疎法という法律があります。これは、過疎地域自立促進特別措置法という名前なんだそうですが、この法律の趣旨と現状、どのようなものになっているかお話しいただけますか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 過疎地域の自立促進特措法という形で、今回議員立法で一部改正について発案されているようでございますけれども、町長申し上げましたとおり過疎地域という言葉尻的には非常に不名誉的な表現に聞こえるわけですけれども、一度指定されると当該地域の主に公共施設の整備等に財政措置が得られるといった内容でございます。

従前、過疎地域指定前、当町には辺地、いわゆるへんぴなところという意味ですけれども、辺地はございました。その辺地の点数が100点以上でござりますと、その地域に辺地計画というのをつくると、その計画に基づいて公共施設の整備が図られる内容でございます。今回はそれが過疎地域という形で指定されると、南三陸町全域に指定されますので、当該町においても自立促進の市町村計画というものを策定いたしまして、これは議決事件でござりますので議会のほうに公共施設等の整備計画を盛り込んだこの計画の決定をいただきますと、当該年度あるいは翌年度以降いわゆる過疎債ですね、過疎債という地方債を発行して公共施設の整備が図られるといった内容がメインの法律でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この過疎法なんですけれども、昭和45年からいわゆる时限立法というんですか、何年までというようなことで制定されて、その後何回か延長になって、去年また改正になって平成33年までに延長になったということです。それで、今お話をありましたけれども、今議員立法が用意されていまして、それが通ればというお話をなんですか、宮城県では気仙沼と南三陸町が該当になるだろうというようなことが新聞に報道されていました。

それで、この行われている事業内容なんですけれども、今お話をありました過疎対策事業債ですね、それから……。すみません、その事業の中にもハード部分とソフト部分とがありまして、ソフト部分の中に過疎対策事業債というのがありますと、その中で活用できることが地域医療の確保、それから生活交通の確保、集落の維持活性化、産業の振興、こういうことがあるようなんですか、まだ完全な指定になっていない段階ですけれども、こういうようなものの活用が必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然過疎地域に指定ということになれば、そういうふうな恩恵といいますかそういうのがございますので、そういうのは町としても積極的に活用していくということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） さらに、過疎地域等自立活性化推進交付金というのがあるそうなんですけれども、これ国でも今年度かなり増額になっています。先ほどありましたように過疎指定の基準が今度変わる予定で、そうなるとこれまでより大幅にふえると、全国で過疎地がないのが神奈川県だけというようなことでした。今言いましたこの交付金についてなんですか、この中でできる事業なんですけれども、過疎地域自立活性化推進事業、それから過

疎集落等自立再生対策事業、三つ目が過疎地域集落再編整備事業、それから過疎地域遊休施設再整備事業、こんないろいろなものが活用できるということなんですねけれども、これもまだ未定の時点ですぐ返答は難しいとは思いますけれども、活用を考えて欲しいと思います。

じゃあ、今の点についてひとつお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 過疎の交付金の内容につきましては、今小野寺議員の資料のとおりの内容でございます。先ほど総務課長がお答えしましたように、この自立促進計画をつくりまして県に認めてもらえない、やりたい事業がやれないということになりますので、議員立法でこの4月1日に法案が通れば早速当町はそういう過疎に指定になるということですで、新年度にこの促進計画をつくって、できるだけ早く県のほうに提出をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 私質問は以上で終わりますけれども、最後に新聞に紹介されました、去年なんですけれども有名なフランシスコローマ法王、この人が昨年11月に発表したミッションマニフェストと言われる文章があるんだそうです。その一部をちょっと紹介したいと思います。その内容は、貧困と格差の広がりを憂え、その大きな原因の1つとなっているグローバル資本主義を痛烈に批判したもので、進行する過疎化の根源の一端がかいま見えたと私は感じましたので、ちょっと紹介したいと思います。

こういう内容です。「どうして高齢のホームレスが野ざらしにされ、死んでいくことがニュースにされず、株式市場が2ポイント下がっただけでニュースになるのか。食っている人がいる一方で、食べ物が廃棄されるのが見過ごしされるのか」と問いかけて、「こうした排除と不平等の経済は人を殺す」と批判されているそうです。市場に任せればうまくいくという「トリクルダウン理論」というのがあります。「これは、事実によって裏付けられたことは一度もない。経済力を振るう人は善良で、支配的な経済制度の働きは神聖だと、未熟で単純に信頼するものだ」、ちょっと難しい文章になっていますけれども。続けて、「少数の所得が急上昇する一方で、多数を繁栄から切り離す格差も広がっている」と指摘し、「それをもたらしているのは市場と金融投機の絶対的な自律を守ろうというエネルギーであり、それが国家による支配をも拒絶する新たな専制支配を生み出している」と、このように強調していました。続いて、「あくなき利潤追求に潜んでいるのは、道徳と神の拒絶」と批判しました。「金融の専門家や政治指導者には、みずから富を貧しい者と分かち合わないのは、

貧しい者から盗み、彼らの生活を奪うのに等しいということをよく考えてほしい」というふうにも述べております。

「トリクルダウン」というのは、「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が浸透する」という経済理論なんですね。それで政治の役割は、法王の言うような社会の仕組みをつくることなんじゃないかと私感じました。日本、アメリカ、あの大国中国でも、今格差が広がっております。少数の富裕層が政治を動かしているのが実情だと思います。しかるに、今の安倍政権は「大企業がもうかれば、いずれは労働者にもその恩恵が及ぶ」という、いわゆるおこぼれ経済論と揶揄されている、いわゆる「トリクルダウン理論」の手法をとっています。ますます経済格差が広がることが懸念されます。

今現在政府が進めるTPP交渉、年金や医療、介護など社会保障改革、消費税などの税制改革、さらに大きな壁として原発による不安、風評被害など、困難は多いと思います。法律という制限のもとで、地方自治体ができることには限度があるとは思いますが、町民の命と暮らしを守るという町長としての責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。町長のご感想がありましたらお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういった立場にいる人間として、町民皆さんのが等しく幸せに前に向かって歩けるような地域をつくっていくということが、非常に大きなことだと思います。それに向かって、私も一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で小野寺久幸君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、高橋兼次君。質問件名、1、復興について。2、海岸保全について。以上2件について、高橋兼次君の登壇、発言を許します。高橋兼次君。

〔7番 高橋兼次君 登壇〕

○7番（高橋兼次君） 7番高橋でございます。7番は議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問を行います。

質問事項は復興についてでありますて、一問一答方式によりまして町長に伺うものであります。

南三陸町震災復興計画においては、地域の歴史や自然を生かしつつ創造的に復興していく、この期間を10年、目標年次を平成33年3月と定めております。最初の3年間を復旧期とし、応急的復旧、仮住まいの早急な確保を目指すとともに、町の基盤的施設の再建・復旧を中心に進めてきたところであります。25年度は復旧期最終年でありますて、節目の年でもござい

ます。次年度からは復興しながら発展していく、そういう期間に入ります。これまで計画が中心でしたが、これからは計画が形として被災者の目に入り、各事業が進むことになると考えておりますが、これまで見えなかつたことが見えてくると、さまざまな問題・課題が浮き彫りになってくることは事実でございます。町長は、この諸課題についてどのような策を持って対応するのか、次の3点を伺うものであります。

1つ目に、防災集団移転宅地造成計画の修正、並びに支援の検討をすべきと思うが、町長の考えは。2つ目に、雇用の創出と人口流出歟どめ策を伺います。そして3つ目に、風評被害に対する今後の取り組みを強化すべきと思うが、考えを伺うものでございます。

以上3点を登壇からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、高橋兼次議員のご質問、復興についてお答えをさせていただきます。

まずご質問の1点目になりますが、防災集団移転宅地造成計画の修正、並びに支援の検討についてでありますが、本町の防集団地の造成工事につきましては、町において防集団地の造成設計に関する基準を定め、これを踏まえて工事を施工してございます。この造成設計基準では、宅地と宅地または宅地と道路との高さの処理の方法などについてもその基準を定めておりまして、宅地と宅地との間及び宅地と道路との間の高低差の処理については、原則として土羽で処理することとしております。その上で、その高低差が基準よりも大きく、著しく平場の面積が確保されない場合については、これを擁壁で処理することと定めております。この宅地法面を土羽で処理することを原則とした理由としては、宅地を購入等された方の土地利用計画に極力制限をかけないようにするとの考え方によるものであります。しかしながら、既に完成した防集団地の一部の宅地について、法面の面積の割合に差が生じている状況がありましたことから、私から担当課に対し宅盤の高さを可能中限り下げ、道路との高低差を極力小さくすることができないかどうかの検討を指示したところであります。

議員ご承知のとおり、防集団地の宅地については宅地の法面を含めた面積を、移転者の皆様方に譲渡または賃借することとしております。既に設計済みの宅盤の高さを下げるには、各防集団地ごとの用地上の制約、交付金上の制約、宅地間の高さや浄化槽を設置する場合の高低差との関係性の見極めなど、さまざまな検討を行う必要があります。この現設計を見直し、可能な限り宅盤の高さを下げた後において、なお移転される方が土地利用計画上個人で擁壁を設置する場合もあろうかと思います。こうした場合の設置費用に対する町の支援策といった

しましては、防災集団移転事業の補助制度の中に宅地造成費用を借り入れした場合の利子相当額について補助をするというものがございます。また、借り入れをなさない方に対しては、住宅再建費用とセットで一定額を助成するという町独自の支援制度もございます。

なお、造成した宅地の価格については、その適正価格を算出するために不動産鑑定による評価、そして町土地価格評価委員会における審議を行っております。その中で、宅地と道路面との高低差についても必要な補正がなされ、評価額に繁栄されることとなっております。

今後の取り組みといたしましては、可能な限り宅盤の高さを下げるこことによって宅地の平場の面積を最大限確保すること、そしてその結果を入居予定者の皆様に丁寧に説明し、ご理解をいただくことが大変重要であると考えております。

次にご質問の2点目、雇用の創出と人口流失歯どめ策についてであります。まず雇用の創出に関しましては、震災後に震災対応緊急雇用創出事業を中心とした雇用創出の計画や、産業復興に伴う雇用創出に向けた対策である中小企業基盤整備機構の仮設施設の建設により、一定の効果を上げているところであります。しかし、緊急雇用はあくまでつなぎ雇用であり、仮設施設についても本設復旧に向けた企業動向を勘案し、今後の継続的な雇用創出を図るために市街地のかさ上げや土地区画整理状況を見据え、復興推進計画に係る民間投資特区等を推進し、企業誘致を行い、雇用の創出を図っていかなければならぬと考えております。

特に緊急雇用については、平成26年度で終了予定であり、瓦れき二次処理関連事業の完了もあって、町としても商工会やハローワークと協力しながら町内業者約20社による合同企業説明会等を開催するなどして、町民の求人募集を行っているところであります。また、県内でも沿岸部の雇用保険の被雇用者数がいまだ震災前を下回っている現状にあり、震災からの復興需要に係る短期的な事業増加などの要因があることから、一定の条件を満たした事業所に対し雇用創出補助金を交付するなどの企業への雇用面での支援も行っております。

いずれにしても、当町が真に復興し町民が安心して暮らすことができるためには、将来的にも安定した雇用の場が確保されることが前提となりますので、今後は企業の復興にあわせて労働者のスムーズな移行ができるよう、中小企業庁によるグループ化補助や被災された方々を雇い入れた場合の助成金制度等の積極的なPR等、各種事業を活用しながら支援をし、当町無料職業紹介所の相談態勢についても、管内のハローワークと協力し、機能強化を図っていく所存であります。

次に、人口流出の歯どめ策についてであります。本町の人口の動向につきましては菅原辰雄議員や小野寺久幸議員のご質問の際にもお答えしたとおりであり、残念ながら従前からの

人口減少傾向に加え、震災による減とその後やむを得ず町を離れる方もおられることから、急激な傾向は収まりましたが、その流れがとまったわけではありません。今後町が取り組むべきは、ご指摘のとおりこの人口減少に歯どめをかけ、特に町外で暮らす方々の帰還を促すことがあると思っております。そのためになすべきことは、何と言っても住まいの確保と雇用の確保であります。雇用の確保につきましては、さきにお答えしたとおりであり、町内の安定した雇用について関係機関と協力し、進めてまいります。そして住まいの確保につきましては、防災集団移転促進事業や災害公営住宅の整備を強力に進める一方、個人の住宅再建に係る支援につきましても態勢の強化を図るなどの施策を講じてまいります。

また、こうした生活の基礎を支えるとともに、病院の整備による医療体制の確保、学校の整備・修築による教育環境の確保、そして商店街への支援やマーケット誘致による生活利便性の確保を進め、さらにこれに加えてこれから町を担う世代への支援策についても検討を行うこととしており、この町でもう一度暮らそうとする気持ちを後押しをしてまいりたいと考えております。

次にご質問の3点目、風評被害に対する取り組みについてであります。宮城県や町では震災後から現在まで農産物及び水産物に含まれる放射性物質濃度の検査を行ってまいりました。そこで基準値を超えたものにつきましては、すぐさま出荷制限がかかり、安全なもののみを供給する仕組みとなっております。その結果については、宮城県のホームページ等で随時公表をされております。今後も引き続き正確な情報発信を行っていきたいと思います。

しかしながら、消費者の中には国が安全だとして示した食品の放射性物質の基準に対する疑問や不安がある方もいて、現在も価格面で多少下落している農林水産物もあります。議員ご指摘の強化対策として、現在緊急雇用事業を活用して県内生協において主に水産物に対する消費者の意見やアンケート調査等を行い、消費者の生の声を生産者や現場に伝えておりまし、観光物産面では県内のみならず、今年度より首都圏へ出向いて物産展等を多く開催をしておりまして、生産者と消費者の対話の場、製品・商品説明の場面を多く設けることを行っております。

風評被害については、これといった決定的な対策はありませんが、消費者・生産者・現場の意見を吸い上げながら地道な啓発活動を行うほか、今後も関係機関と連携しながら情報の収集と定期的に正確な情報発信等、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今答弁をいただきましたが、何せきょうは回ってこないのかなと思って、

心の準備がなされておりませんので。また、きのう・きょうと質問をなされた方々と重複する点も多々あろうかと思いますが、その辺はご理解をいただきながら質問を進めていきたいと思いますので、お願ひします。

12月ですか、我が町の第1号藤浜地区藤浜団地完成というようなことで、拝見をさせていただきました。ここにおる方々大多数が見学したわけでございますが、その中で、一口にやはり両手を挙げて本当は万歳したいんだと。ところが、そういう完成したところを見学するに当たり、どうも片手がやっとかなというような、そのような当事者の声も聞きました。いろいろ誰とは言いませんが、見学した中でやはり誰しもネックとするところが、法面が大幅に出てきているというようなことでございます。

それで法面に対して、これをどのように有効利用していくのかと、これが大きな課題でありまして、さまざまな今説明の中でありましたが、当時からそういうことが度々話に出まして、そういう流れの中でいろいろな若干ながら支援の策が今紹介されましたが、あるようございますが、さらにもっと踏み込んだ支援あるいは計画の修正というんですか、そういうことがこれからなされてもらいたいと思うわけでございますが、もう少し支援というものを踏み込んでできないのか、その辺まずもってお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、既存の補助制度がございます。借り入れをして造成した方々、あるいは借り入れをしない、両方の方々に町としての独自支援を含めてございますので、そちらをご活用いただきたいというふうに思いますし、新たに支援策ということについては我々としては大変厳しいというふうに認識をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これは設計、いろいろ基準等、決まり等あるようでございますが、最初から法面が出ないようなそういう設計はできなかつたのかなと。例えば、例を挙げますと歌津の吉野沢団地、あるいは旭ヶ丘ですか、志津川の。この辺あたりを見ますと、そう今の防集団地のような、そのような段差がついていないように見えるわけでございますが、平らな部分が多いと。であれば、そうそう個人負担というのではないのかなと。これは、確かに被害を受けて造成した団地ではないので、中身的には価格等々も大分違う面もあるんだろうと思いますが、そのような最初からの設計ができなかつたのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳細については担当課から答弁させますが、ある意味私のちょっと知っている範囲でお話しさせていただきますが、基本的に高橋議員、私も造成した土地というのはフラットになっているものだと実は思っていたんですが、残念ながらそうでないというのは実は理由がございまして、例えばこの沼田地区フラットになっておりますが、ここは合併浄化槽というのは全部ポンプアップをしているんです。ところが今回の宅盤上がっているところは、あそこはポンプアップしないで自然流下で流れるようになっておりまして、そうしますと例えば停電になった場合にこちらは完全にストップしちゃう。ところが、そちらで自然流下するほうはトイレが使えると、そういうことも踏まえてああいう宅盤にしたというちょっとお話を聞いております。

あと、詳しくは担当課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 一言で言えば、土地の形状と。地形によってどうしてもそういういった格差が出てきてしまうということでございまして、全てがフラットじゃないということでもなく、当然防集団地の地形的なものからすると、どうしてもフラットにならざるを得ないところ、逆に言うと一定の取付道路の勾配の中で段々になってしまふ、しわ寄せがいくところも事実ございます。そういういたところから、そういういたもう少し宅盤を下げただけないかという要望も寄せられているのは、正直議員ご指摘のとおりです。

既に先ほど町長答弁の中にもありましたとおり、もう少し考えられるべきところを見直して考えるべきだというご指摘もございましたので、その作業に既に着手してございます。ある地区では、その説明のあり方も含めて入り込みまして、一定の了解を得られた地区もございますので、そういういた見直しについては今後も進めていく予定になっております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この被災者の方々、今まで平面図ですか、これによって説明を受けてきて、最初から100坪の土地を購入できると、そういう説明の中で被災者は100坪が100坪全部利用できるもんだと、そのような認識でおったんだろうと思います。私も当然そうでしたから。ところが、完成してみればこのような状況であると。それで、いろいろな制度の中での計画が打ち出されたんだろうと思いますが、段差をつけなければならぬ法的根拠というのは何もないわけですか。ないのね。ただ利便というか、造成の利便性を考えた中でこのような段差がついたということであるようございますが。

この藤浜団地を例に挙げまして話をしますと、土地の鑑定をし分譲価格が示されたわけでご

ざいますが、現状を比較しますと価格差以上に利用の差があるのかなと、そういう感じを受けております。そして特に、ここに資料がありますが、1の1とそれから3、4の差が非常に大きいなと。再度現場に行って、いろいろと詳しく見てまいりましたが、この価格差、もつとこれつけるべきじゃないのかなと。そして、借地した場合に価格に差が生じないと、土地の利用価値は差があるんだけれども、価格に差が生じていない。一番条件が悪い1の1、1,500円ですよ、月。それで、上のはうに行って利用価値の高いところ4クラスのところへ行くとせいぜい100円の差で、あとは同じなんです。これはどういうことなのかなと。借りる人は、同じ価格であったらばやっぱりいいところを選ぶんでないのかなと。この辺の考え方は、どうなっているんですかね。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、評価の部分につきまして最初にお答えしたいと思いますが、土地の評価につきましては前面道路の幅、それから宅地の向き、それから高低差の関係、それから隣地との高さの関係で一応決定しております。

今お話がありました1の1、1の2ということで、ちょうど取付道路上がってすぐの付近ですが、一番最初に入る1の2という区画の土地につきましては、角地というふうなことがあります。法はあるんですが、日照の程度がよかつたりしています。ただ高低差があるものですから、平均の高さ1メートル未満は標準の土地と同等なんですが、高さが平均して1メートルから1メートル50ですと、大まかにですが3%程度下がるということで不動産鑑定のほうからいただいたものを検討した結果、価格が平米当たりで5,900円、それから坪あたりだと1万9,470円となっております。

それから賃料につきましての差なんですが、賃料の算出に当たりましては評価額に0.7を掛けまして、それに0.014を掛けて12で割ると。そうしたときに、100円未満の金額については切り捨てというふうな形になっております、月当たりの金額ですね。ですから、その部分でどうしても考え方として、賃料につきましては100円月当たり切り捨てという考え方から、どうしても差額の分が同一料金になっておるというような状況であります。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、賃料はほとんどが端数がついているということなんですか。そのために、分譲価格の差がこれだけあるのに賃料は差が出ないと、そういうことなんですか。これ、誰見てもおかしいなと見るわけですよ。いいところも悪いところも同じ値段かというような、その辺あたりはこれから鑑定士の意見というか鑑定を受けて出した価格でしょ

うから、それはそれなりに藤浜の方々はこれで納得したんだろうと思いますが、今後もこのような計算の方法で出していくとなれば、やはりまた誤解を招くようなことにもなりかねないので、きっちとした説明が必要かと思いますよ。その辺、これから考えていただきたいと思います。

それから気づいたところですね、側溝がどういうような考え方で整備されたのか。見て、「ここも要るんじゃないのかな」と思うようなところもあったんですが、その辺あたりはどうなっているのか、説明願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） どこの部分、どのようなイメージでお話しなのかちょっと理解できないので、明確にお答えできませんが、道路の側面については両側側溝をつけておりますけれども、あと法面がある部分の背後といいますか、法面の下部分については法面の排水を受けるという形で側溝設置をしているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 前と後ろの間ですよ。後ろのほうが高くなつて、前が低くなつてゐるわけですよ。そこに側溝がないと、高いところから低いところへ恐らく水が流れるんだろうと思います。そんなところで、隣地の間でトラブルがなければいいんですが、そのようなことが見受けられたようですので、今後計画の中でいろいろと精査していただきたいなと、そう思っております。

それで、この宅地に関して各地区整備が完了して、引き渡しが残つてゐるんですが、有効でない面積と実面積、これ大幅に減るところがあるんですね。これから引き渡しが行われるところをちょっと見てみたんですが、1割あるいは1割5分から2割近くくらい、ざつとはかってみたところそういうところも出てきているようです。ですからこういうことが出てくると、いろいろと不平不満が出ないのかなと。その不平不満が出ることによって、キャンセル等が出てこないのかなと。実際今話を聞きますと、やはり最初にできた藤浜団地のこの話がずっと伝わつていて、みんな何か今までの平面図じゃなくて立面図といいますか、そういうところに興味を持ってきて考え始めてきているんですね。で、「これはちょっと考え方だな」というような、そういう声も出てきているようです。それで例えばキャンセル等がふえてくるようになると、またこれひとつ問題出てくるのかなというような、そのようなことも懸念しているわけでございます。

それはどこかというと、これから恐らくいろいろ出てくるんだと思いますが、最低でも高い

ところで1メートル50くらいは内側に入っています。多いところだと2メートル以上中へ入っている。それを10メートルも15メートルも行くと、大体そんな計算出るんですよ。それが脇と後ろとなると、相当な坪数が減ると。それで、これに今の流れですと、個人で擁壁ついで有効利用してもらえばありがたいなというふうな流れみたいでございますが、個人でやって、L型でも何でも入れてやって、これにかかる。さらに、埋め戻しした場合にその部分に今度は杭打ちをしなきゃない。二重、三重に個人の負担が出てくる、こういうことが今建設業者の中で話が参考的に出てきているようでございます。やはり、これから個人の負担というものは相当大きくなるのかなと。

それと、今の法面の角度というのは、これ今何度でやっているんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 盛土、切土によってちょっと違いますが、1割5分で行っています。45度と言ったほうがよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 法面が45度ということは、若干立っているようでございますが、この建築法の中にあるんだろうと思いますが、境界から30度を超えては建築ができないと。すると、100坪が今法面ではかった部分でも相当減っている中で、さらにまた内側に引っ込んで建てなければ建てられないというようなことが出てきているんです。30度、これは恐らくそれより超えて建築ができないということなんですが、その辺あたりの考え方はどうですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 失礼いたしました。先ほどの角度ですと17度くらいです。

1割5分ですと17度くらいと、角度とすれば。で、訂正をさせて。45度って、1割5分といいますのは1メートル行って50センチメートル上がるという角度ですので、1メートル行ったので50センチメートル上がる。それが1割5分という角度です。

ああ、反対か。失礼いたしました。高さ1に対しての誤りでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大分混乱しているようでございますが、一応理解はします。

それでまた一つ、基本的には切土に宅地というのが基本的な考え方でやってきたわけでございますが、地形によりまして切土を切り取っても、地盤のやわらかいところ、かたいところあるようでございます。で、町としてはこれで完了ですよということで引き渡した後に、どの建築屋さんも全て土地の調査をするそうです。調査して、これはちょっとやわらかいとな

れば、さらに杭打ちをしきやならないというような箇所もなきにしもあらずだと。そうすると、さらにまた負担かかるんですよ、建築する際に。それで、それがなければいいんすけれども、狭くはなる、杭打ちはしなきやない、そうするとどこまでもどこまでも個人的な経費が負担になっていくと。ですから、先ほど言ったようにもう一歩も二歩も踏み込んで支援ができないのか、するべきであろうと、そう思っているところでございます。

で、その土地がそういうところがあれば、本当にそれは万全なもので引き渡さないとそういう問題が出てきますので、これから工事仕上げる、あるいは仕上がって引き渡す場合にはその辺あたりにも気を配っていただきたいなど、そう思いますので、今後いろいろ精査していただきたいと思っております。

それで、これまでにしつこくやるべきだというその根拠は、これから防集事業を初めとして数々の復興事業の中で新しい固定資産というものが生まれてくるわけですよ。この固定資産、土地からして評価の高いものに最初からしておくべきじゃないのかなと。それはなぜかというと、これから近い将来、後でも出てきますけれども、人口が減ると。なかなか町もこれから大変であろうと。そのときに、新しい固定資産税が町を助ける一助になるんじゃないのかなと。そのためにも、固定資産の価値を最初から上げておく、高いものにしておく、そういう考え方を用いてこの事業をするべきじゃないのかなと思いますが、町長どうですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） きのうから、村岡議員からもご指摘もございましたし、高橋議員からもいろいろさまざまご指摘をいただきました。その件については、本当に真摯に受けとめさせていただきたいというふうに思ってございます。やはりどうしても、きのうもお話ししましたけれども、その場所に行きたいという方に対しまして、やっぱりちゃんとした説明ということを丁寧に行わなきやいけないというふうに思ってございまして、そこは我々もしっかり反省をさせていただいて、そういうことのないようにこれから取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

今お話しのように、せっかく造成してお渡しするわけで、しっかりとグレードの高い、品質のいい、そういう宅地を提供するということが大変重要だろうと思いますので、しっかり意を用いながらからの造成工事に励んでいきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それで1つ目を終わりまして、2つ目の雇用の創出と人口流出、この歯どめ策というような

ことでございますが、震災当初より雇用の確保として職業紹介所事業、あるいは緊急雇用、あるいは再就職促進事業、各事業を進めてきているわけでございますが、今この現段階一つの節目に当たって、その成果というものはどのようにあらわれているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災直後の全く働く場所もないという形の中からスタートして、緊急雇用を立ち上げたわけでございますが、そこの中で漁業関係の方々の瓦れき処理と、そういうものを含めまして町役場もそうですが、相当数の方々を雇用できたというふうに思ってございます。問題は、この今緊急雇用になっている方々が、この1年で終わります。この後はどう誘導していくかということが非常に重要だと思いますので、その辺も意識しながらこれから我々としてもしっかりと対応していくかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 実は今成果といったんでして、これからのこととは聞いたわけでございませんが、時間もあれですのでしょりながらとなります。今答弁にあった緊急雇用事業、あるいは別の補助事業でやっている頑張る漁業等々、これが今年あたりから細っていくわけです、終わっていくわけです。この方々、これからどのような仕事につくのか、この辺をうまく今の震災復興事業の中での、関連事業の中での人材不足の部分にどのようにうまく取りつないでいくのか。どのように則していくのか、その辺の考えを。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっきの成果という部分で、ちょっと抜けましたんでお話しさせていただきます。平成24年度、下でやっていますハローワークといいますか無料職業紹介所、ここで採用決定になった方々が平成24年で775人です。平成25年、これは392人決定してございますので、大分成果という言葉が適當かわかりませんが、相当数の方々がこの無料職業紹介所を使って就職することができたということになります。これから問題につきましては、ちょっと担当課長からも説明させますが、管内の求人倍率非常に高いです。今1.96という、非常に高い求人倍率です。そういう意味では、受け入れる企業が人が来ないという、そういう現実も実はまだあるということですので、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今後、これをどうつなげていくかということなんですが、特に緊急雇用創出事業におきましては、3年間を一つの期間としてここで職業訓練も含めて生涯

現役でその後も仕事をしますよと、具体的には海の仕事をする方々に対して、特に若い人たちをその仕事につきながら、そのまますずっと続けていくんですよというような仕事だとか、あるいは別なところで3年間この方を雇用しながら、その人の能力にもよるでしょうけれども、その後そこで正規社員として使ってほしいというような、そういうような意味合いがあって当初始めたんでございますが、ところがその3年間を1つの期間としますとその間の入れかえというのができなくなります。それでもって、事業の内容からしてかなり入れかえせざるを得なくなったわけなんですから、緊急雇用の中の生涯現役タイプはやめまして、震災対応型に切りかえたという、そういう経緯がございます。震災対応型となりますと3年間というたがが外れますから、半年もしくは1年ごとに別な人と交代ができるという、そういう形になります。

今後どのように雇用のほうにつなげていくかということなんですが、雇用だけじゃなくて私どものほうは、できれば一次産業のほうにおいてもある程度後継者対策もにらみながらと思ったんですが、なかなかそれが今申し上げたような理由でできかねまして、それからこの緊急雇用の関係で実は平成25年度には722名ほど雇用しておるんですが、全体でですけれどもね、そうするとほかで事業再開している事業者の方で、なかなかこの関係で集まらないだとかっていろいろなお話が聞こえてきました、今は特に若年層のほうではいろいろと職業を選んでいるようです。選んでいるようですので、私どもとしては「こちらでは、こういうようなところに人手が欲しいんだから、そっちで募集しているからどうですか」と言っても、なかなか「うん」とはならないのが実情でして、その辺のところは苦慮するところでございます。

先ほど町長申し上げましたように、この気仙沼のハローワーク管内では有効求人倍率が1.96倍ということなんですから、結構職業選択の幅が出てきているような、そういうような状態でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと詳しくいただきましたが、これまで人手不足の要因として賃金格差と、一般給与と雇用事業の賃金格差がネックになってきたわけでございますが、今回今課長の説明の緊急雇用事業の中では内容が今度変わってくるというような話も聞いております。いわゆる賃金のは正です。一般企業と余り何ら変わりない、余り差のないような内容でもって雇用していくというような計画が、今進んでいるようでございます。ですから、そういう方々を一般企業に誘導する今が一つのチャンスではないのかなと。これまででは、賃金格差がネックになっていたわけですから。だから、来年例えば終わってどつと出てきたと、

そのときあわてふためくより、今のうちから手を打ってスムーズに流れる、大洪水にならぬ
いようにやるべきなのかなと、そう思っております。その辺、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 確かに議員のおっしゃるとおりにしたいと、私もそう考えるんですけれども、なかなか今特に若い人たちは、親の言うことさえも聞かない状態で、何せ親の職業をつがないという人が結構いるもんですから後継者不足にもなっていまして、それからどうもできるだけ待遇がよくて、それでやりがいのある仕事を探す傾向があるもんですから、そのところがひどいところです。実は、先週、先々週と商工会が中心になりました、来年に向けた雇用者の募集をしたんですけども、なかなかそこにも少なかったようです。まるきり来ないわけじゃないですけれども、思ったほどじゃなかったようです。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大変なんです、わかっているんです。でも、今世の中が徐々に動いてきている状況です。これを引き続き頑張ってやれば、もっといい成果が出ると思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。頑張ってください。

それで、人口流出の歯どめ策というようなことで、これまでいろいろなところでこの人口流出、減少に対して防止策を講じてきたことは理解しないものでもないんですが、依然としてふえ続けているというようなことで、ここに原因として大きな要因としてどんなことがあるのかなと。その辺をどのように感じておりますかね、町長は。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人口流失の一番大きいのは、基本的にはご高齢世帯の方々、あるいはご高齢でお一人でお住まいになっていた方々が、従来は家がありましたんでこちらにお住まいになっていた。しかしながら、今回自宅が壊滅したということで、息子さんとか娘さんのほうに移動した方々が多いということが一つと。それから、いわゆる自宅再建を含めて、やっぱり町の復興の事業を待っているのはしのびないということで、そちらのほうに移った方々。こういった方々が非常に要因として大きい部分があるのかなと、そんなふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 報道社がアンケートの結果、帰ることを希望しているのは5割弱だと。また、ことしの2月末の町の調査によると、実際に町内に住んでいる方が1万2,400人だと。5,000人以上がいなくなっていると、いろいろな諸条件を持った方々だろうと思うんですがね。国立の社会保障人口問題研究所なんていうのがあるようでございまして、とにかく沿岸部は

ど減少していると。そして2025年の予測、三陸町の予測までも現在下回っていると。ということは、これからどうなっていくのかなと。頑張ってはいるものの、減り続けるということは、町の存続というような懸念も出てくるのかなというような思いであります。

要因は、大きくいって住まい、そして仕事場、そして医療ではないのかなと。いろいろな方々に聞きますと、やはりこの3点を重視しているようでございます。この中でも復興事業を進める中で、まだまだ被災者も満足するまでには時間がかかる。しかし、その中で先が見えない被災者は仕方がないとしても、ほかにこれに対する策をさらに考えていく必要があるんじゃないのかなと、そのように思っているわけでございます。そして、町外に住まわれて町外で避難生活を送っている方々に対して、どのような策が本当にあるのかなと考えたところ、やはりここで生まれて、そしてこのような被災を受けて避難しているわけでございますので、つながりを切らさない、やはりいろいろな情報を送り続け、そして常に距離感はあってもここにいるんだと、三陸町にいるんだと、そういう感覚を植えつけるといいますか、維持させていくことが大事なんじゃないのかなと。まずそういうことで、きのうですか町長の移動町長室にこの件について、これやるべきであろうと言ったのは、そういう観点からなんです。

ですから、帰還を促すためにもやはりもっともっと知恵を絞りまして、ふるさとを忘れないその取り組み、その取り組みの先頭にやはり町長が立って、そして町外の仮設に数多く足を運んで接触を持つべき、これが今最大限に努力しなければならないことではないのかなと。

私はそう思っておりますが、町長はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にちょっとお話ししましたけれども、今うちの住民基本台帳の中で簡易の、今町内に何人お住まいかということで前にお話ししました。1万2,400人の方々が、今実際にお住まいで、これ84%です。16%の方々は、この町に住所を置いてほかの町に今お住まいの方々。この町に住所を置いている方々をいかに帰還をさせるかということが、我々の仕事だというふうに思いますし、その16%の方々はふるさとに帰りたいという、そういう思いを持っていることもまた事実だというふうに思います。そういった中で、町長の立場として今ご提言ありました移動町長室を、例えば町外の避難所のほうで開催をするとかということについては、ご提案まさしくそのとおりだなというふうに思います。私もそういったあり方ということについては、早速取り組ませていただきたいというふうに思っております。実は、この間被災者生活支援センターのほうからビデオメッセージを撮りたいということで

来まして、私3分、4分ほどお話をさせていただいたんですね。それと、ふるさとが今どういうふうになっているかという映像を撮って、多分5、6分、7、8分になっているかな。その映像を撮りまして、それを町外のアパートにお住まいの方々に見せてあげたということです。顧問支援員の方々、それから1週間、10日後くらいに私のところに来まして、「大変好評でした」ということで、「これからもこういったものを継続したい」というお話がありました。ある意味、本当に町のトップが直接ビデオでメッセージをお届けをするというのが、こんなに皆さんに喜んでもらえるのかなということを改めて感じましたので、そういうことを含めて今後もいろいろ情報発信に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ぜひ、そう運んでもらいたいと思います。

それで、阪神大震災で被災した神戸、これもやはり被災者が大分離散しまして、戻ってこなかつたという例を聞いています。しかし神戸の場合、市外から新たに住民が移り住んだと。そういうことで、人口規模を回復したと。それはなぜかといいますと、多分神戸という町の魅力というものを多くつくり上げて、そしてどんどん発信したせいであろうかなと、そう思っております。

今、被災者が感じる魅力というものはどういうものなのか。これは、やはり残った方々の中でこれをつくり上げて、やはりどんどんと最後の1人が帰ってくるまで発信し続ける必要があるんだろうと私は思っております。町長の考え方も今聞きましたので、ぜひ人口減少というものは町の運営にかなりの影響をこうむるわけでございますので、1人でも多く帰ってくるようにもう少し頑張っていただきたいなど、そのように思います。

次に、風評被害に対する今後の取り組みを強化すべきというようなことでございますが、これまでにも我が町ではいろいろと頑張ってやってきました。しかし依然として根強く、ときには頭を持ち上げ、持ち上げ、風評が根強く残っているわけでございます。これまでの対策ですと、いろいろと調査をし、正確なデータを発信し続けることが風評被害対策の一番の策だというような考え方でやってきたんですが、どうもここへ来てその策だけでは対応できないなど。もう少し、一歩も二歩も踏み込んだそういう対応が必要かと、そう思っているんですが、今後の具体的にその対策というものを考えておれば、どのようなことかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変難しい問題です。本当にそう思います。地域によって全然違う、も

ちろん県内はもう全然問題ないんです。関東圏においても、そうそう大きな問題ではない。関西方面が全く厳しい状況です。地域間によって、どれだけの思いが違うかというのがありますて、そういう意味では大変苦戦をいたしております。ただ、基本的によく関東とかの物産展、いろいろお呼ばれをしましておじやまをさせていただいておりますが、そういう場合は皆さん非常に好意的でございますし、買っていただけます。ある意味地道で「それだけか」というお話だかもしませんが、南三陸というのぼりを立てて、それなりのマーケットのいるところにおじやまをするということについて、それが少しずつ皆さんに当町の品物をお買い上げいただけます。本当に地道だかもしませんが、そういうことも一つ一つやっていくというが非常に大事だなというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） まあ、これまで風評というものを余り騒ぐと、逆影響が出るんじゃないかというような解釈、考え方もあったわけでございますが、やはり今ここまで来てこれが一向に進んでいないということと、それから騒がないと逆に被災というのを、震災というものを忘れられていく側面も持っているんですよ。ですから、この辺の兼ね合いを上手に使いながらやっていくべきじゃないのかなと。それで、やはりいろいろな企業、生産加工業者の方々の話を聞きますと、「やはりPRだ。PR足りない」と。特に西日本の方々は敏感であると、この風評に対しては。これを何とかしないと、西日本・九州までの間の店頭に並ぶはずの三陸産のものが、全部置きかえられていると。

それで、例えば両方並べて置いても、今までさっぱり手もつけなかった、売れなかつたやつが、今安心・安全という担保のもとにどんどん売れている。ですから本当に安全なんだということを、やはりいろいろなPRの方法があると思いますが、効果的な方法をこれから採用してやるべきであるんだろうなと、そう思います。

その中で我が町にはボランティアの方々、いろいろ来ていただきました。この方々をもつとフルに「使う」というとちょっと申しわけない言葉ですが、協力をいただいて、今まで以上に口から口へと、そのようなPRの方法が効果を生むんじゃないかなと思っているんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ボランティアの方々もそうですが、今うちの町に関西方面、九州のほうから派遣職員の方々、たくさんいらっしゃってございます。そういう方々、全員ではないんですが、お昼にこちらのほうの刺身定食とか食べています。「関西に比べてこっちの魚は

うまい」と、大変評判でございますので、そういった関西から来た、あるいは九州から来た職員の方々が地元にお帰りになった際に、「こちらの魚は大変おいしい」というそういうPRも、ボランティアの皆さん含めてそういうふうな口コミで広げていただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それで、今ワカメが最盛期に入っているわけでございますが、このワカメを例にとりますと、ワカメの長い50年以上の歴史の中で鳴門産のワカメが高くどんどんと売れている、こういうことはあり得ないと。なぜかと調査したところ、やはり安全・安心を求めているんだろうと。急に鳴門のワカメがなくなったはずはない。そういう談話をしている加工屋さんもおるようです。事実そうかなと、そうでなければこれまでだってそういう逆転現象はなかったわけですから。そのことを言われまして、そういう業者さんの話を聞きました、以前はバイヤーのほうから「安全なんですか」というような問い合わせがどんどんあつたそうです。しかし、今は消費者が直接「お宅の商品は安全ですか」と、そう問い合わせが数多く来るんだそうですよ。

それで、業者の方もいろいろと努力をいたしまして、今月早々2週間程度だそうでございますが、東京の地下鉄を利用してPRに全力を挙げると、そのようなことも考えてやっておるわけでございますので、販売の立場の方々だけじゃなくて、やはりつくる方々、あるいはその間に入る方々、さらには行政の力も発揮しながら、やはり一体となってこの問題は対応していかなければ、これは払拭にならないと思います。それで、これは1つ、あるいは2つやつたから、それで払拭できるというものではございませんので、最後の最後まで払拭するためにはあの手、この手と続けていかなければならぬものではないのかなと。

この間も、某福島で事故がありました。そして8月にも汚染水の流出ですかね、そういうことがありますて、鎮静に向けているのかなと思うと、そういうずさんな管理と事故が起きることによってまた思い出される。その繰り返しで、なかなか払拭に近づかないと。それで、福島の廃炉にするためには、30年から40年早くてもかかると。その間、そのような風評を浴びながらここはやっていかなければならぬのかなといいますと、復興はどんどんとおくれていくのかなと。また、発展にもなかなかつながらないのかなと、そういう思いもありますので、さらなる払拭に向けた努力をしていただきたいなと、そう思っております。そういうことで、1件目を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関

係上、高橋兼次君の一般質問終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 2件目でございます。海岸保全についてでありますと、我が町の海岸線には2011年3月に起きました大津波の爪痕ともいべき、激しく浸食されているところが数多く見受けられます。浸食により引き起こった崖崩れ等が面下に迫っているところ、また防潮林が塩害により倒壊、さらには付近を走る道路のひび割れなど大変危険な状態であります。発災から3年を目前としているわけでございますが、今なおこの部分については手つかずのままであると。早急な整備を講じるべきではないのかなと、そう思うところであります。町長のお考えはということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、高橋議員のご質問2点目でございます。海岸保全についてお答えをさせていただきます。

海岸には、ご承知のように海岸保全区域、漁港区域等の特別に指定された区域と、それ以外の海岸区域がございまして、海岸の種類によって管理者がそれぞれ違っておりますと、災害復旧については各管理者が対応しております。ご質問にありましたような場所については、町が復旧事業を実施することは難しいと思われますので、県事業での復旧になると考えております。復旧方法は被災場所によって異なりまして、指定区域であれば水際に海岸保全事業で護岸等を整備した後、山腹を治山事業で復旧して、指定区域外であれば全て治山事業での復旧になると考えられます。

いずれにしましても、治山事業での整備となれば保安林指定が必要になりますので、土地所有者の同意が必要になってまいります。町といたしましても現地を調査し、必要な事業実施に向けて宮城県に要望しながら、早急な整備ができるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） このことにつきましては、震災直後に担当責任者といいますか、ここには今おられないようでございますが、担当責任者に状況説明をし、そして早急な整備を求めたわけです。「検討する」というようなことであったんですが、その後どのように検討した

のかさっぱり「ナシのつぶて」であったわけでございます。現担当の方も、恐らくそばにおったんだろうと思いますので、その辺の状況はわかるんじゃないのかなと思いますが、どうでしょうか、その辺は。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 担当かどうかちょっとわからないんですが、基本的に治山事業、県でいうと森林整備課の事業になります。そういう意味で、私担当かどうかよくわからないんですが、基本的に浜がちょうど半分に分かれている場所です。1つが船揚場がある漁港の背後地、それからその反対側に昭和52年に治山事業で擁壁をついたその上だというように思いますけれども、町長の答弁にありましたとおり治山事業、多分漁港のほうではあそこ海岸保全区域になっておりませんので、全て治山事業での対応ということだと思います。それで、そうした場合現在海岸区域につきましては魚付保安林に指定をされているわけでございますけれども、魚付保安林だけでは治山事業は実施できませんので、17種類の保安林の種類がありますけれども、上から7番目までの保安林に指定をさらに県主でしなければならないという状況でございます。その際、地番が確定していることが条件になります。

それで、あそこについては理由はちょっとわからないんですが、国土調査におきまして筆界未定という取り扱いになっておりまして、そのためまずもって第一の関門でございます保安林の指定ができないという状況なので、それ以上の事業進捗が難しいという状況です。事業をこれから県にお願いするに当たっても、ますもって筆界未定の解消というのが多分県のほうから言われるというふうに考えております。

それから、現地は一応しょっちゅう確認はしておりますけれども、確かに山肌が崩れている場所、それから過去に山腹工事したところの法枠が流出している箇所もございます。それで、道路のほうについて一応確認をさせていただきましたが、道路のちょうど路肩のほうにブロック等の構造物がございますが、それについては特に移動したなりクラック等が発生をしておりませんので、そこまでは影響がまだいっていないんだろうと。ただ、あそこの舗装につきましては昭和62年に舗装をしていますので、もうかれこれ30年近くたっております。そういう意味での経年劣化による、それから交通量も当時とかなり違ってきておりますので、そういう意味での沈下だと思っております。そこにつきましては、ガードレールも大分さびております。そういう意味で、安全を早急に確保しなければならないというふうに考えておりますので、治山事業は治山事業、それから道路管理者としてやらなきやならないことは舗装とガードレールの復旧だというふうに考えておりますので、そこは二段構えで考えていきたい

というふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） やはり担当ですね、箇所を言わなくとも話が通じているようでございますからね。そういうふうなことで、あのいわゆる農道ですよ、農道。あれはやはり、震災当時海岸沿いの道路が閉鎖されましたんで、あの道路頻繁にやっぱり往来がありました。さらに、あの農道に今防災団地の取付道路、これが今計画中であります。それで、この道路付近には個人で高台移転されている方が、今どんどんふえております。これから恐らくメインになるのかなと、そんな感じがするわけでございますが、あの道路を広げるということもあれなんですか、今なかなか難しい状況にあるわけでございますので、今すぐに対応できるような整備が、いろいろ往来が激しくなった場合に余り支障がないような、そういう整備を考えるべきでないのかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現場は見させていただきましたので。当該の農道は幅員が4メートルということで、普通車が通行するには特に支障はないんだろうと。多分、当面もし緊急にやれるとすれば、ほかの前々議員さんの質問にお答えしましたけれども、車両のすれ違いが多分苦慮する点だと思いますので、用地が確保できるんであれば待避所の設置が必要だというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうですね、そのとおりなんですよ。工事車両、そしました大型車両が無理無理入ってきてているような状況です。若干の加工屋さん等も高台に移転しておりますので、それに伴うあるいは民宿等々に通う車両等々が、相当あの部分を利用するようになってきましたので、これはぜひ待避所なりあるいは路肩の修理なり、即手をつけてやるべきだと思いますので、大分私より現地をわかっているようでございますので、努めていただきたいとそう思います。

いろいろと言ってきましたが、時間もありますので、そういうことをお話をさせていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、明6日午前10時より本会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて散会することとし、明日6日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後 4時10分 延会